

資 料

資料 1	審議経過	5 3
資料 2	県内の活断層と地震に関する資料	5 4
資料 3	「富山県緊急輸送道路」の路線名、起点及び終点	8 2
資料 4	関係法令(抜粋)	1 1 0
資料 5	耐震改修促進法における規制対象一覧	1 2 8

資料 1 審議経過

令和 8 年 3 月改定案について

(1) 専門家意見聴取

相手方及び意見聴取日

- ① 加藤 明博（一般社団法人 富山県優良住宅協会 会長） 令和 8 年 2 月 5 日
- ② 加藤 昭悦（一般社団法人 富山県建設業協会 専務理事） 令和 8 年 2 月 4 日
- ③ 山岸 邦彰（金沢工業大学 建築学部 教授） 令和 8 年 2 月 5 日

(2) 県民からの意見聴取

計画に対する意見募集（パブリックコメント）

募集期間：令和 8 年 2 月 26 日から令和 8 年 3 月 19 日まで

資料2 県内の活断層と地震に関する資料

1 地形、地質、地盤の特性

図1 富山県の地形区

図2 富山県地質図

○富山県の主な活断層、及び、富山県に影響を及ぼすことが想定される活断層について

図3. 1 跡津川断層帯分布図

図3. 2 牛首断層帯分布図

図3. 3 魚津断層帯分布図

図3. 4 砺波平野断層帯、呉羽山断層帯分布図

図3. 5 呉羽山断層帯分布図（海域部）

図3. 6 庄川断層帯分布図

図3. 7 森本・富樫断層帯分布図

図3. 8 邑知瀧断層帯分布図

図3. 9 糸魚川-静岡構造線断層帯分布図（広域）

図3. 10 糸魚川-静岡構造線断層帯分布図

図3. 11 糸魚川-静岡構造線断層帯分布図（北部区間）

図3. 12 糸魚川-静岡構造線断層帯分布図（中北部区間）

図3. 13 糸魚川-静岡構造線断層帯分布図（中南部区間）

図3. 14 糸魚川-静岡構造線断層帯分布図（南部区間）

図3. 15 南海トラフの評価対象領域とその分け

図3. 16 日本海側の海域活断層の分布（評価対象活断層）

2 被害想定

図4. 1 跡津川断層帯地震予測震度分布

図4. 2 呉羽山断層帯地震予測震度分布

図4. 3 法林寺断層帯地震予測震度分布

図4. 4 砺波平野断層帯西部地震祖則震度分布

図4. 5 森本・富樫断層帯地震予測震度分布

図4. 6 邑知瀧断層帯地震予測震度分布（ケース1）

図4. 7 邑知瀧断層帯地震予測震度分布（ケース2）

図4. 8 邑知瀧断層帯地震予測震度分布（ケース3）

図4. 9 邑知瀧断層帯地震予測震度分布（ケース4）

図5. 1 跡津川断層帯地震液状化判定結果図

図5. 2 呉羽山断層帯地震液状化判定結果図

図5. 3 法林寺断層帯地震液状化判定結果図

図5. 4 砺波平野断層帯西部地震液状化判定結果図

図5. 5 森本・富樫断層帯地震液状化判定結果図

図5. 6 邑知瀧断層帯（ケース1）地震液状化判定結果図

図5. 7 邑知瀧断層帯（ケース2）地震液状化判定結果図

図5. 8 邑知瀧断層帯（ケース3）地震液状化判定結果図

図5. 9 邑知瀧断層帯（ケース4）地震液状化判定結果図

3 「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」

※出典：「富山県地域防災計画（地震・津波災害編）（令和7年3月修正）」巻末図、沿革

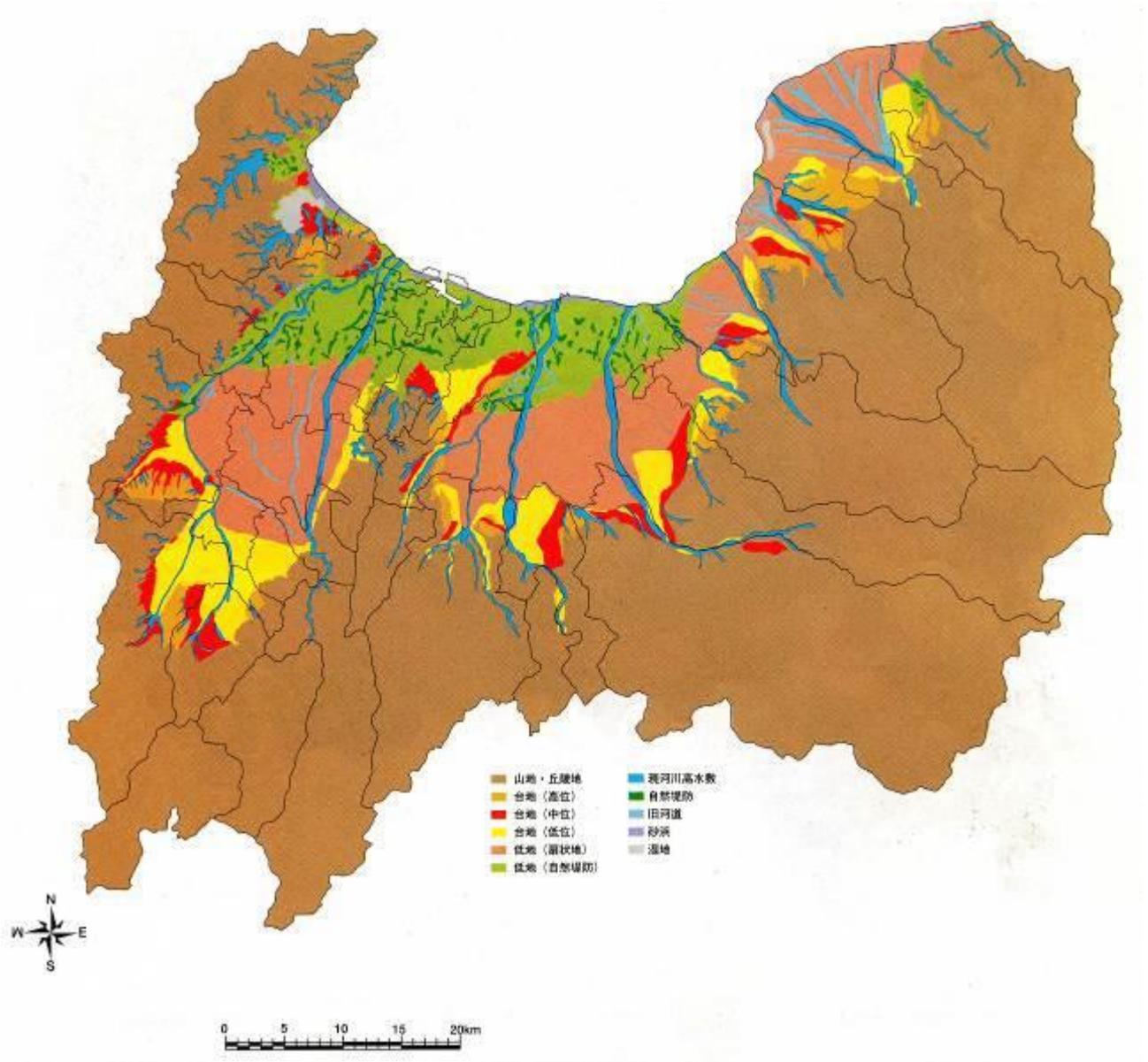
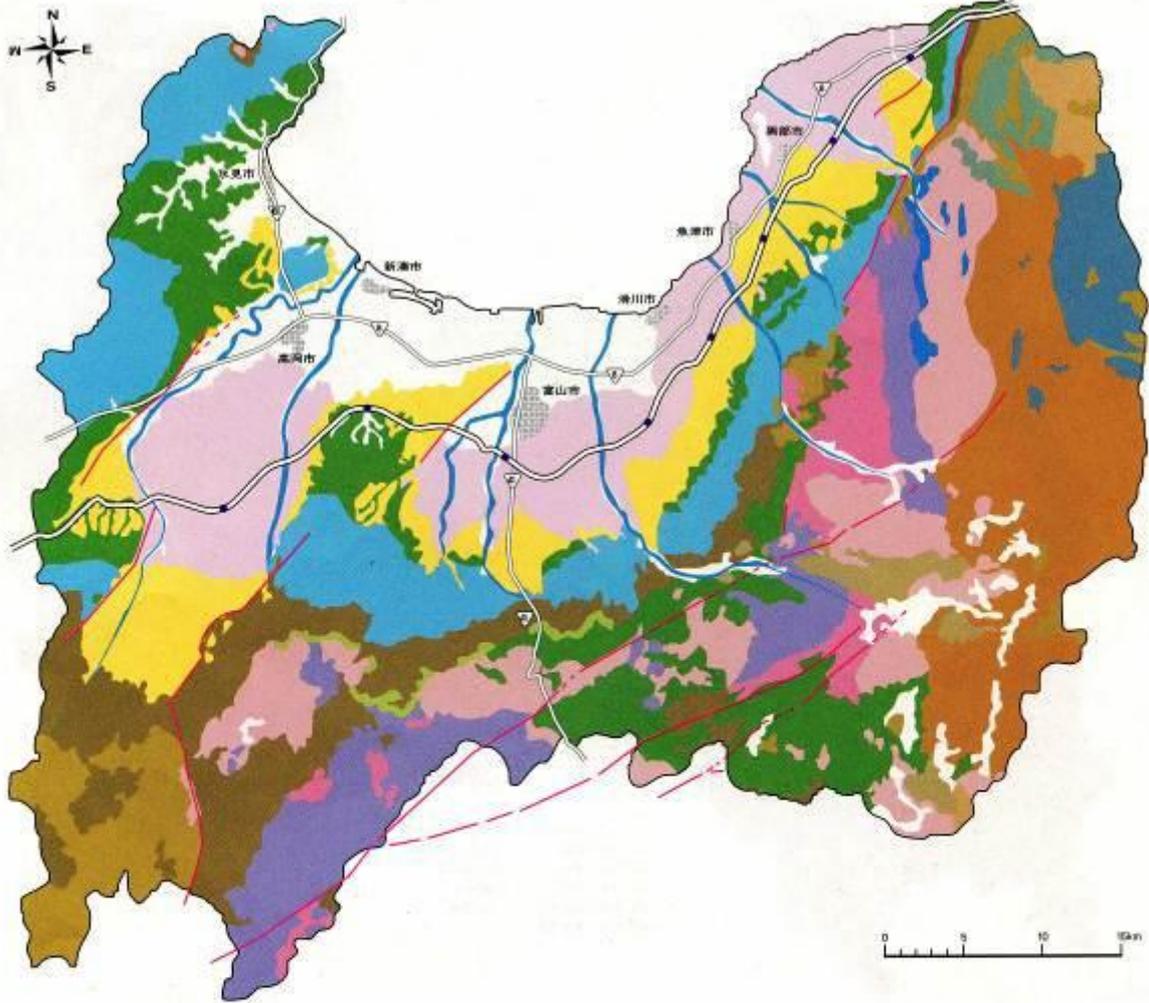


図1 富山県の地形区



	沖積層Ⅰ [自然堤防帯及び散積地帯]		新第三紀火山岩類 [若狹・医王山(層)火山岩類]		ジュラ紀花崗岩 [南嶺花崗岩]
	沖積層Ⅱ [扇状地]		新第三紀層Ⅱ [礫層・刀剣層]		マイロナイト質花崗岩 [南嶺古期花崗岩・黒球状片麻岩]
	沖積層		白堊紀・古第三紀酸性火成岩類Ⅰ [太夫山酸性岩など]		宇奈月変成岩類 [宇奈月結晶片麻岩]
	第四紀火山岩類 [立山火山岩類]		白堊紀・古第三紀酸性火成岩類Ⅱ		南嶺変成岩類 [南嶺片麻岩類]
	新第三紀層Ⅰ [音川層・氷見層・大森層]		中生層Ⅰ [平取層群]		奥羽・奥平ペルム紀付加体 [奥平外縁体]
	新第三紀層Ⅱ [黒崎谷層・東別所層・姫流層]		中生層Ⅱ [泉馬層群]		断層

図2 富山県地質図

○富山県の主な活断層、及び、富山県に影響を及ぼすことが想定される活断層について

①跡津川断層帯 (図3. 1)

跡津川断層帯は、富山県中新川郡立山町から旧大山町、岐阜県飛騨市を経て大野郡白川村に至る断層帯です。全体の長さは約 69 km で、ほぼ東北東－西南西方向に延びており、右横ずれを主体とする断層帯で、北西側隆起成分を伴います。平均的な右横ずれの速度は約 2～3 m/千年、最新の活動は 1858 年（安政 5 年）の飛越地震であったと推定されます。その際には、約 4.5～8 m の右横ずれが生じた可能性があります。また、平均活動間隔は約 2,300 年～2,700 年と推定されます。

②牛首断層帯 (図3. 2)

牛首断層帯は、富山県旧大山町から、旧大沢野町、旧細入村、岐阜県飛騨市、富山県南砺市を経て、岐阜県大野郡白川村に至る断層帯です。長さは約 54 km で、ほぼ北東－南西方向に延びており、右横ずれを主体とする断層帯です。最新活動時期は 11 世紀以後、12 世紀以前、平均活動間隔は約 5,000 年～7,100 年と推定されます。

③魚津断層帯 (図3. 3)

魚津断層帯は、富山県下新川郡朝日町から同郡入善町、黒部市、魚津市、滑川市を経て、中新川郡上市町に至る断層帯です。全体の長さは約 32 km で、概ね北北東－南南西方向に延びます。本断層帯は断層の南東側が北西側に対して相対的に隆起する逆断層からなり、北東端付近では右横ずれを伴います。平均的な上下方向のずれの速度は、約 0.3m/千年以上の可能性があり、また、野外調査から直接得られたデータではないが、経験則から求めた 1 回のずれの量と平均的なずれの速度に基づくと、平均活動間隔は 8,000 年程度以下の可能性があります。

④砺波平野断層帯西部 (図3. 4)

砺波平野断層帯西部は、長さ約 26 km で、概ね北東－南西方向に延びており、断層の北西側が南東側に対し相対的に隆起する逆断層で、石動断層と法林寺断層から構成されます。本断層帯のうち法林寺断層における平均的な上下方向のずれの速度は 0.3～0.4m/千年程度以上、最新の活動は約 6,900 年前以後、1 世紀以前、平均活動間隔は約 6,000～12,000 年もしくはこれらよりも短い間隔であったと推定されます。石動断層については、過去の活動に関する資料は得られていません。

⑤砺波平野断層帯東部 (図3. 4)

砺波平野断層帯東部は、長さ約 21 km で、北北東－南南西方向に延び、高清水断層からなります。本断層帯は、断層の南東側が北西側に対し相対的に隆起する逆断層です。平均的な上下方向のずれの速度は 0.3～0.4m/千年程度、最新の活動は約 4,300 年前以後、約 3,600 年前以前、平均活動間隔は 3,000～7,000 年程度であったと推定されます。

⑥呉羽山断層帯 (図3. 4、3. 5)

呉羽山断層帯は、地震調査研究推進本部の長期評価では、北東端が海域まで延びる可能性があることから、長さ約 22 km 以上とされていますが、平成 23 年 5 月に発表された「呉羽山断層帯（海域部）成果報告書（富山大学、地域地盤環境研究所）」では、海域で実施した音波探査の結果、海域部分の全長 12.7 km、総延長約 35 km とされました。本断層帯は、断層の北西側が南東側に対し相対的に隆起する逆断層です。平均的な上下方向のずれの速度は 0.4～0.6m/千年程度、最新の活動は約 3,500 年前以後、7 世紀以前で

あった可能性があります。また、既往の研究成果による直接的なデータではありませんが、経験則から求めた1回のずれの量と平均的な上下方向のずれの速度に基づくと、平均活動間隔は3,000～5,000年程度であった可能性があります。

⑦庄川断層帯 (図3. 6)

庄川断層帯は、石川県金沢市東部から、富山県旧福光町、旧上平村、岐阜県大野郡白川村、旧荘川村を経て、郡上市北部に至る断層帯で、加須良断層、白川断層、三尾河断層及び森茂断層から構成されます。全体の長さは約67kmで、ほぼ北北西-南南東に延びており、左横ずれを主体とし、加須良断層では東側隆起成分、白川断層と三尾河断層では西側隆起成分を伴います。最新活動時期は11世紀以後、16世紀以前と推定され、平均活動間隔は約3,600～6,900年の可能性があります。

⑧森本・富樫断層帯 (図3. 7)

森本・富樫断層帯は、石川県河北郡津幡町から金沢市を経て白山市明島町付近(旧石川郡鶴来町)に至る、長さ約26kmの断層帯で、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層です。過去数十万年間～数万年間においては、平均的な上下方向のずれの速度が概ね1m/千年程度であった可能性があります。最新の活動は、約2,000年前以後、4世紀以前にあったと推定され、1回の活動によるずれの量は3m程度、そのうち上下成分は2m程度であった可能性があります。平均的な活動間隔について直接的なデータは得られていませんが、1,700年～2,200年程度であった可能性があります。

⑨邑知瀧断層帯 (図3. 8)

邑知瀧断層帯は、石川県七尾市から鹿島郡中能登町、羽咋市、羽咋郡宝達志水町を経て、かほく市に至る断層帯です。全体の長さは約44kmで、ほぼ北東～南西方向に延びており、断層の南東側が北西側に対して相対的に隆起する逆断層です。平均的な上下方向のずれの速度は0.4～0.8m/千年程度と推定され、最新活動時期は、約3,200年前以後、9世紀以前と推定され、その際には、断層の南東側が相対的に2～3m程度高まる段差や撓みが生じた可能性があります。平均活動間隔は1,200～1,900年程度であった可能性があります。なお、平成22年度に実施された「活断層の追加・補完調査」(「邑知瀧断層帯の活動性及び活動履歴調査(独立行政法人産業技術総合研究所)」)では、最新活動時期は、8～9世紀以降、16世紀以前の可能性があります、平均活動間隔は、800～1,500年程度であるとされました。

※富山県地域防災計画(地震・津波災害編)第1章総則 P.19～

⑩糸魚川-静岡構造線断層帯 (図3. 9、3. 10、3. 11、3. 12、3. 14)

糸魚川-静岡構造線断層帯は、長野県北部から諏訪湖付近を經由して山梨県南部にかけて延びる活断層帯である。

糸魚川-静岡構造線断層帯は、北は長野県北安曇郡小谷村付近から姫川に沿って南下し、白馬村、大町市、池田町、松川村、安曇野市、松本市、塩尻市、岡谷市を經由して、下諏訪町、諏訪市、茅野市、富士見町、山梨県北杜市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡富士川町を通り、概ね富士川沿いに南下して早川町付近に至る、緩いS字を描いて北北西-南南東方向に延びる長さ約158kmの断層帯である。

糸魚川-静岡構造線断層帯は、構成する活断層の断層トレースの連続性、深部形状、活動形態、活動履歴等の特徴等に基づき、4つの区間に分割され、北から順に、長野県小谷村から安曇野市に至る長さ約50

k mで東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層を主体とする北部区間（小谷-明科区間）、安曇野市から茅野市に至る長さ約 45 k mで左横ずれを主体とする中北部区間（明科-諏訪湖南方区間）、岡谷市から山梨県北杜市に至る長さ約 33 k mで左横ずれを主体とする中南部区間（諏訪湖北方-下葛木区間）、北杜市から早川町に至る長さ約 48 k mで西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層を主体とする南部区間（白州-富士見山（ふじみやま）区間）となる。

北部（小谷-明科）区間の最新活動時期は、約 1,300 年前以降、約 1,000 年前以前と推定され、西暦 762 年の地震（マグニチュード 7.0 以上）の可能性もある。平均的な活動間隔は 1,000 年-2,400 年程度と考えられる。平均的な上下方向のずれの速度は 1～3 m/千年程度と推定される。

中北部（明科-諏訪湖南方）区間の最新活動時期は、約 1,200 年前以降、約 800 年前以前と推定され、西暦 762 年もしくは 841 年（マグニチュード 6.5 以上）の地震の可能性もある。平均的な活動間隔は 600～800 年程度と考えられ、平均的な左横ずれの速度は 9 m/千年程度と推定される。

中南部（諏訪湖北方-下葛木）区間の最新活動時期は、約 1,300 年前以降、約 900 年前以前と推定され、西暦 762 年もしくは 841 年の地震の可能性もある。平均的な活動間隔は 1,300 年-1,500 年程度と考えられる。平均的な左横ずれの速度は 5～6 m/千年程度と推定される。

西暦 762 年の地震が本断層帯の活動であった場合、北部（小谷-明科）区間と中北部（明科-諏訪湖南方）区間が同時に活動した可能性もある。

南部（白州-富士見山）区間では、最新活動時期は約 2,500 年前以降、約 1,400 年前以前と推定される。平均的な活動間隔は 4,600 年-6,700 年程度と推定される。平均的な左横ずれの速度は 1 m/千年程度と推定される。

⑪南海トラフ（図 3. 1 5）

南海トラフは、日本列島が位置する大陸のプレートの下に、海洋プレートのフィリピン海プレートが南側から年間数 cm 割合で沈み込んでいる場所であり、この沈み込みに伴い、2つのプレートの境界にはひずみが蓄積されている。過去 1,400 年間を見ると、南海トラフでは約 100～200 年の間隔で蓄積されたひずみを解放する大地震が発生しており、近年では、昭和東南海地震（1944 年）、昭和南海地震（1946 年）がこれに当たる。昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから 70 年近くが経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。

また、令和 6 年 8 月 8 日に日向灘を震源とするマグニチュード 7.1 の地震が発生し、南海トラフ地震の想定震源域では、大規模時地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まったと考えられたことから、気象庁より南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された。

⑫日本海側の海域の主要な活断層（図 3. 1 6）

国の地震調査研究推進本部が令和 6 年 8 月に公表した日本海側の主要な活断層は以下のとおりである。

図中の番号	活断層のくくり	評価単位区間	長さ (km)	マグニチュード (M)
1	沖ノ礁北方断層		25	7.2 程度
2	経ヶ岬沖断層		36	7.4 程度
3	小浜沖断層		33	7.4 程度
4	浦島礁北方北断層		40	7.5 程度
5	若狭海丘列北縁断層		21	7.0 程度
6	越前岬西方沖北断層		38	7.5 程度
7	浦島礁北東断層		23	7.1 程度
8-1	ゲンタツ瀬・大グリ南東縁断層帯	ゲンタツ瀬区間	20	7.0 程度
8-2		大グリ区間	35	7.4 程度
8		全体	52	7.7 程度
9	加佐ノ岬沖断層		25	7.2 程度

10	羽咋沖東断層		30	7.3 程度
11	羽咋沖西断層		21	7.0 程度
12	内灘沖断層		29	7.3 程度
13	海士岬沖東断層		21	7.0 程度
14-1	門前断層帯	門前沖区間	23	7.1 程度
14-2		海士岬沖区間	18	6.9 程度
14		全体	38	7.5 程度
15	沖ノ瀬東方断層		35	7.4 程度
16-1	能登半島北岸断層帯	猿山沖区間	24	7.1 程度
16-2		輪島沖区間	23	7.1 程度
16-3		珠洲沖区間	47	7.6 程度
16		全体	94	7.8~8.1 程度
17	輪島はるか沖断層		24	7.1 程度
18	能登半島北方沖断層		31	7.3 程度
19-1	舳倉島近海断層帯	南西区間	41	7.5 程度
19-2		北東区間	23	7.1 程度
19		全体	64	7.8 程度
20-1	七尾湾東方断層帯	大泊鼻沖区間	25	7.2 程度
20-2		城ヶ崎沖区間	21	7.0 程度
20		全体	43	7.6 程度
21	飯田海脚南縁断層		31	7.3 程度
22	富山トラフ西縁断層		61	7.8 程度
23-1	上越沖断層帯	親不知沖区間	24	7.1 程度
23-2		鳥ヶ首沖区間	44	7.6 程度
23-3		上越海盆南縁区間	28	7.2 程度
23		全体	86	7.8~8.1 程度
24	名立沖断層		31	7.3 程度
25	上越海丘東縁断層		25	7.2 程度

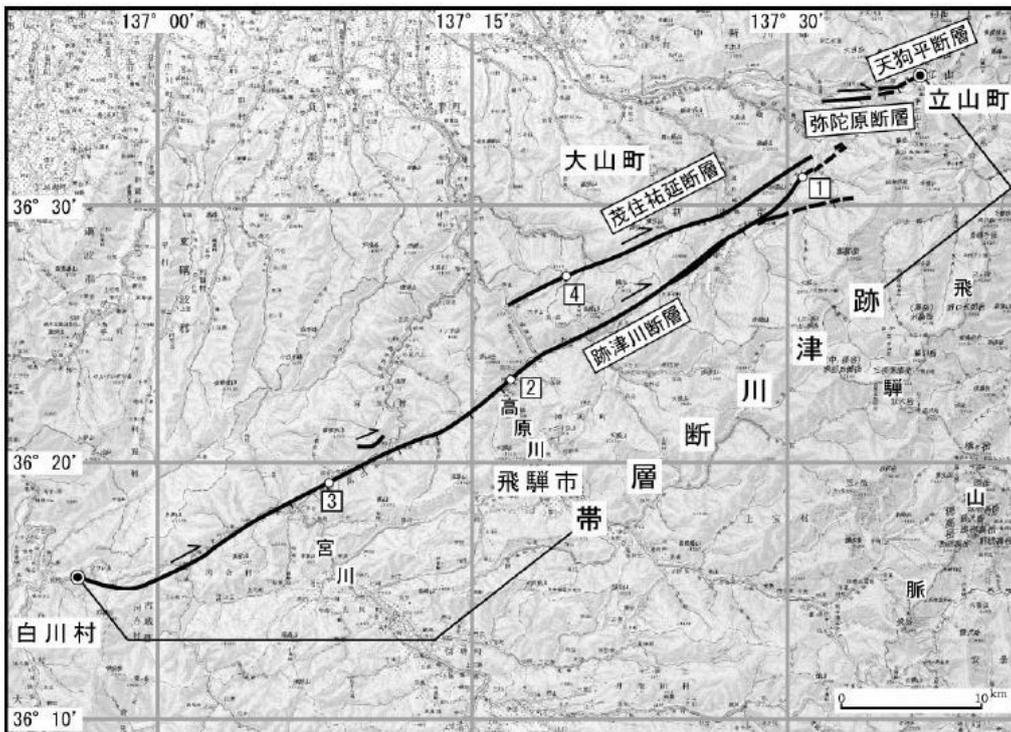
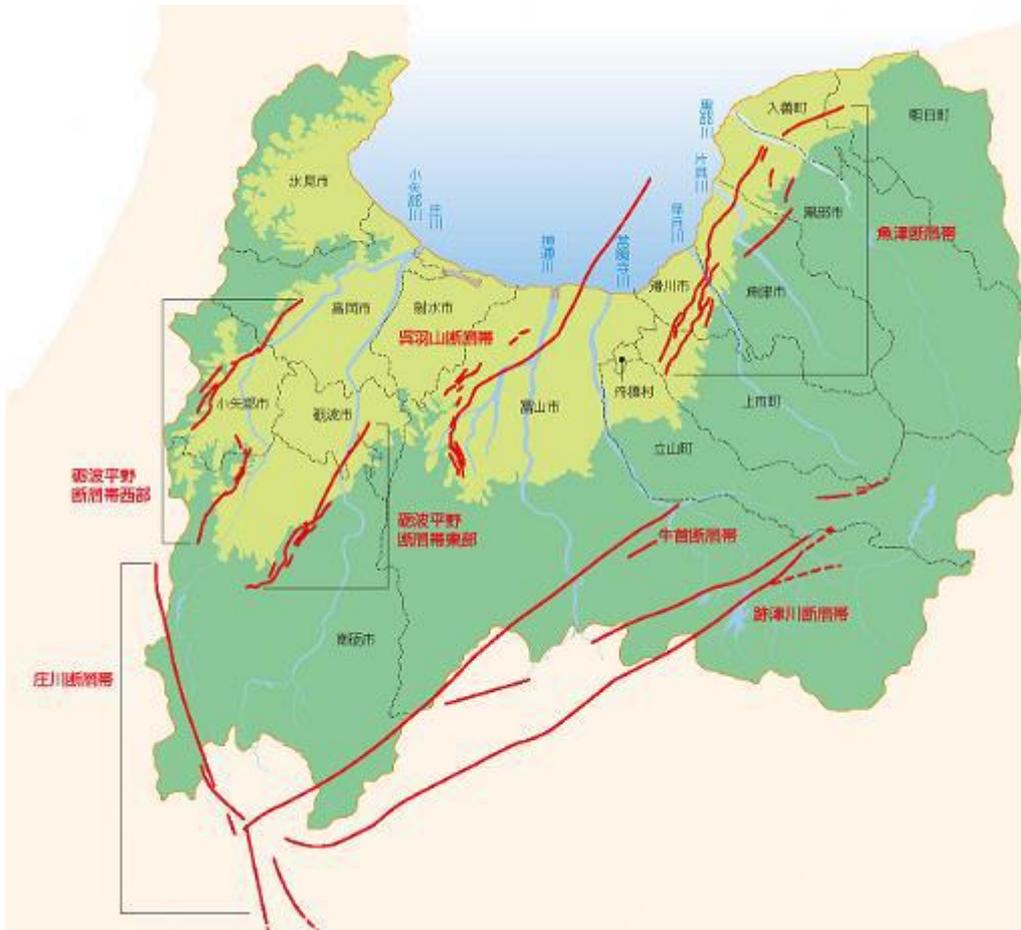


図 3. 1 跡津川断層帯分布図

(『跡津川断層帯の長期評価について』地震調査研究推進本部)

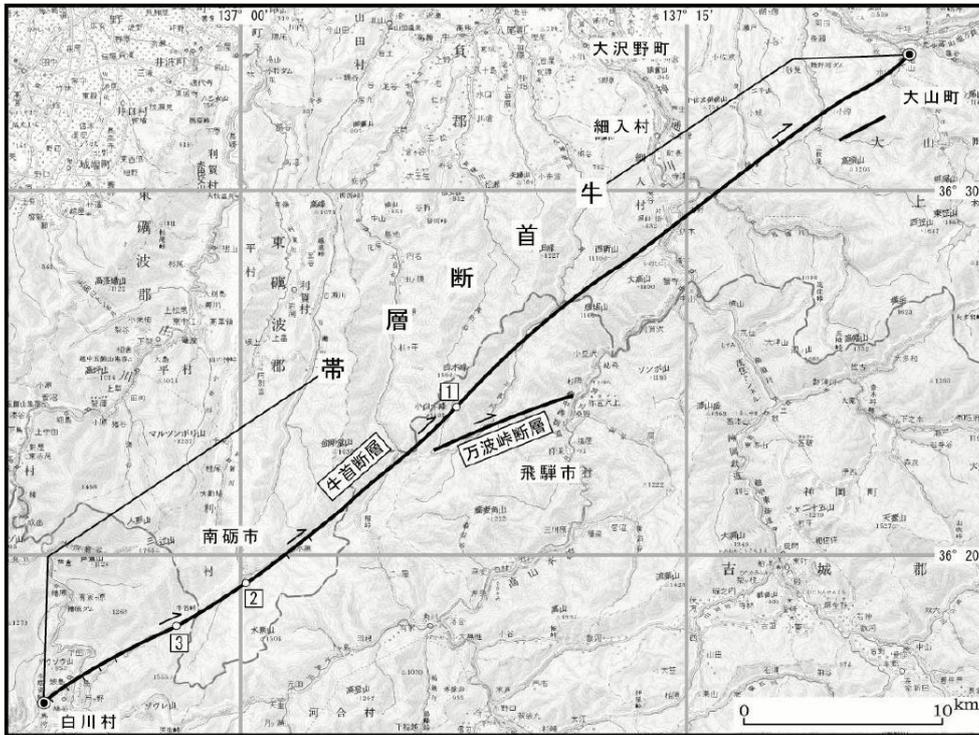


図 3. 2 牛首断層帯分布図

(『牛首断層帯の長期評価について』地震調査研究推進本部)



図 3. 3 魚津断層帯分布図

(『魚津断層帯の長期評価について』地震調査研究推進本部)

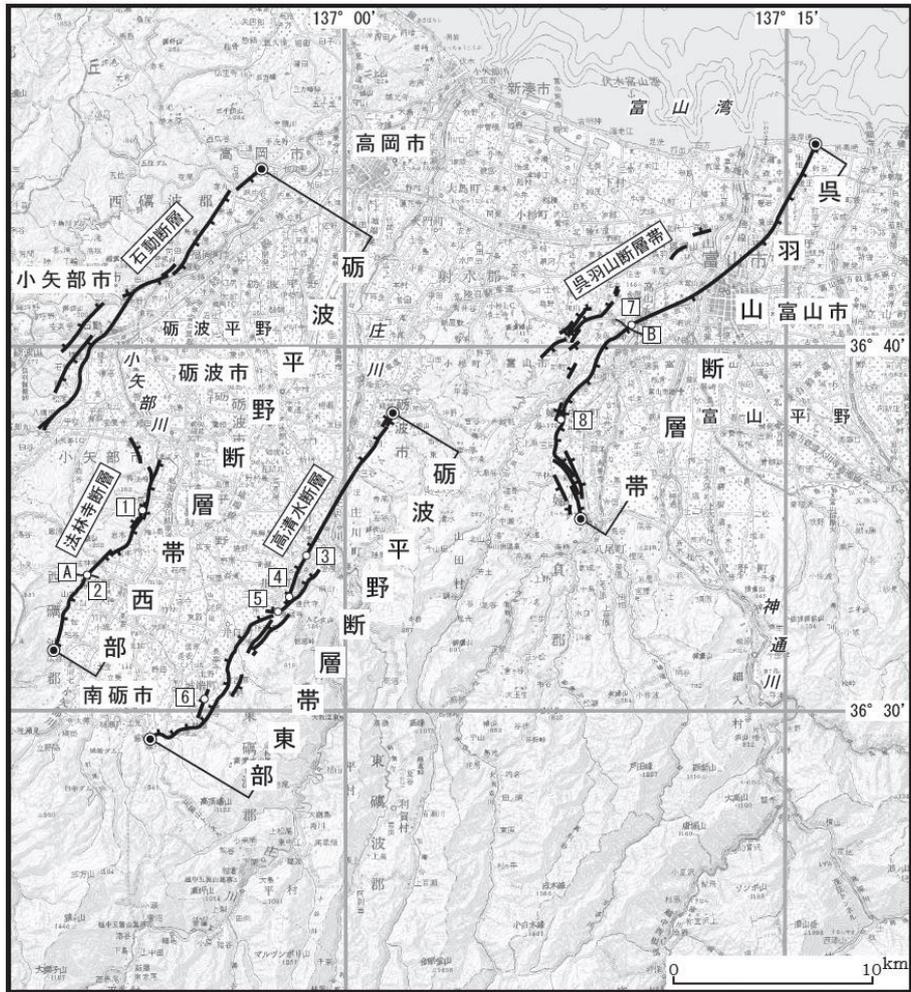


図 3. 4 砺波平野断層帯、呉羽山断層帯分布図

(『砺波平野断層帯、呉羽山断層帯の長期評価について』地震調査研究推進本部)

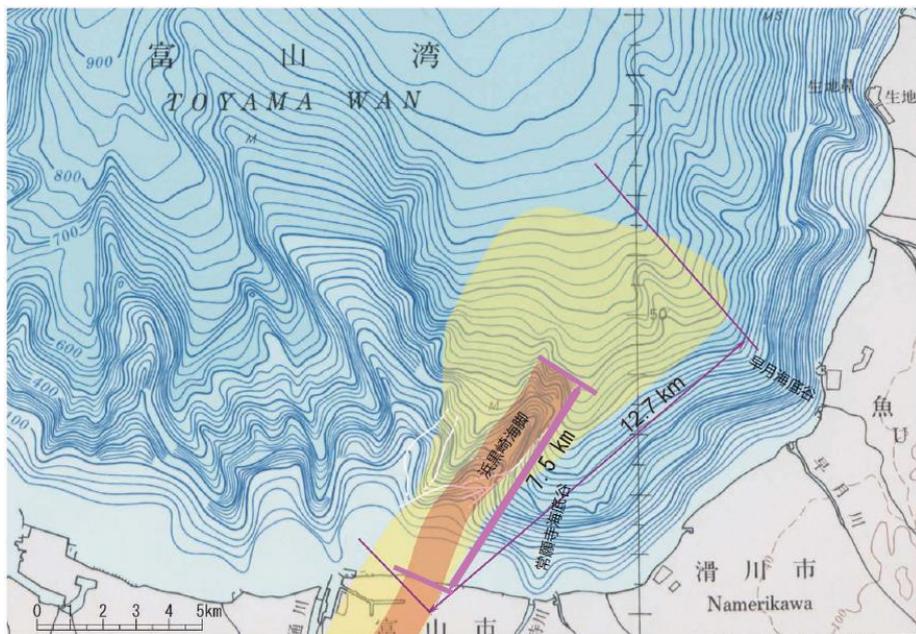


図 3. 5 呉羽山断層帯分布図 (海域部)

(『沿岸海域における活断層調査 呉羽山断層帯 (海域部)』富山大学地域地盤環境研究所)

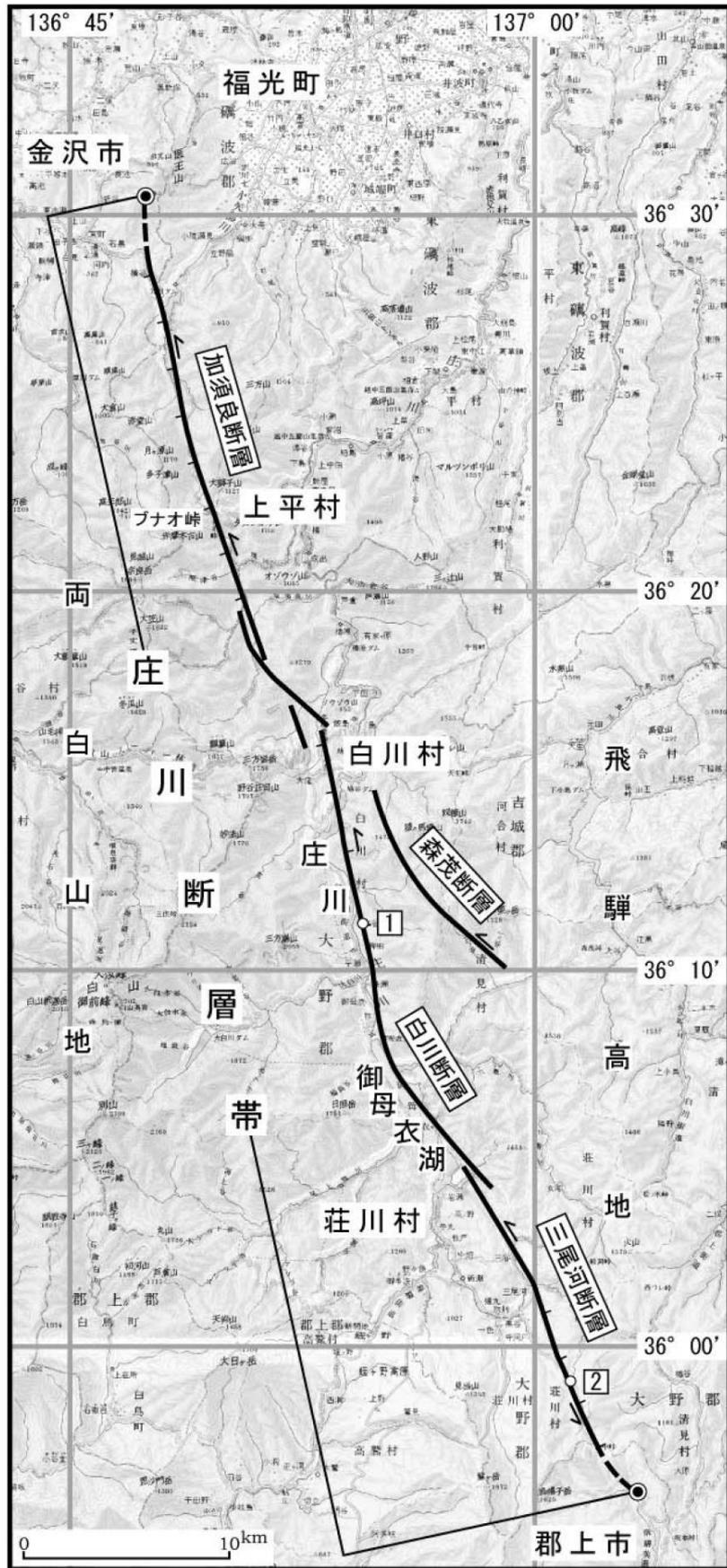


図 3. 6 庄川断層帯分布図

(『庄川断層帯の長期評価について』地震調査研究推進本部)

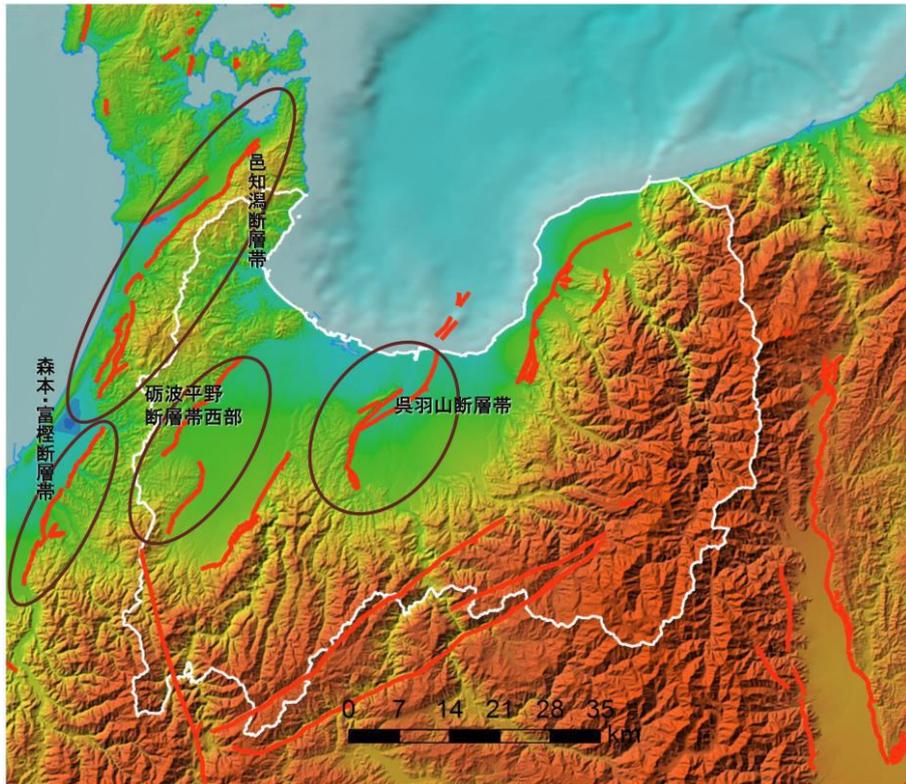


図 3. 7 森本・富樫断層帯分布図

(『森本・富樫断層帯の長期評価 (一部改訂) について』地震調査研究推進本部)

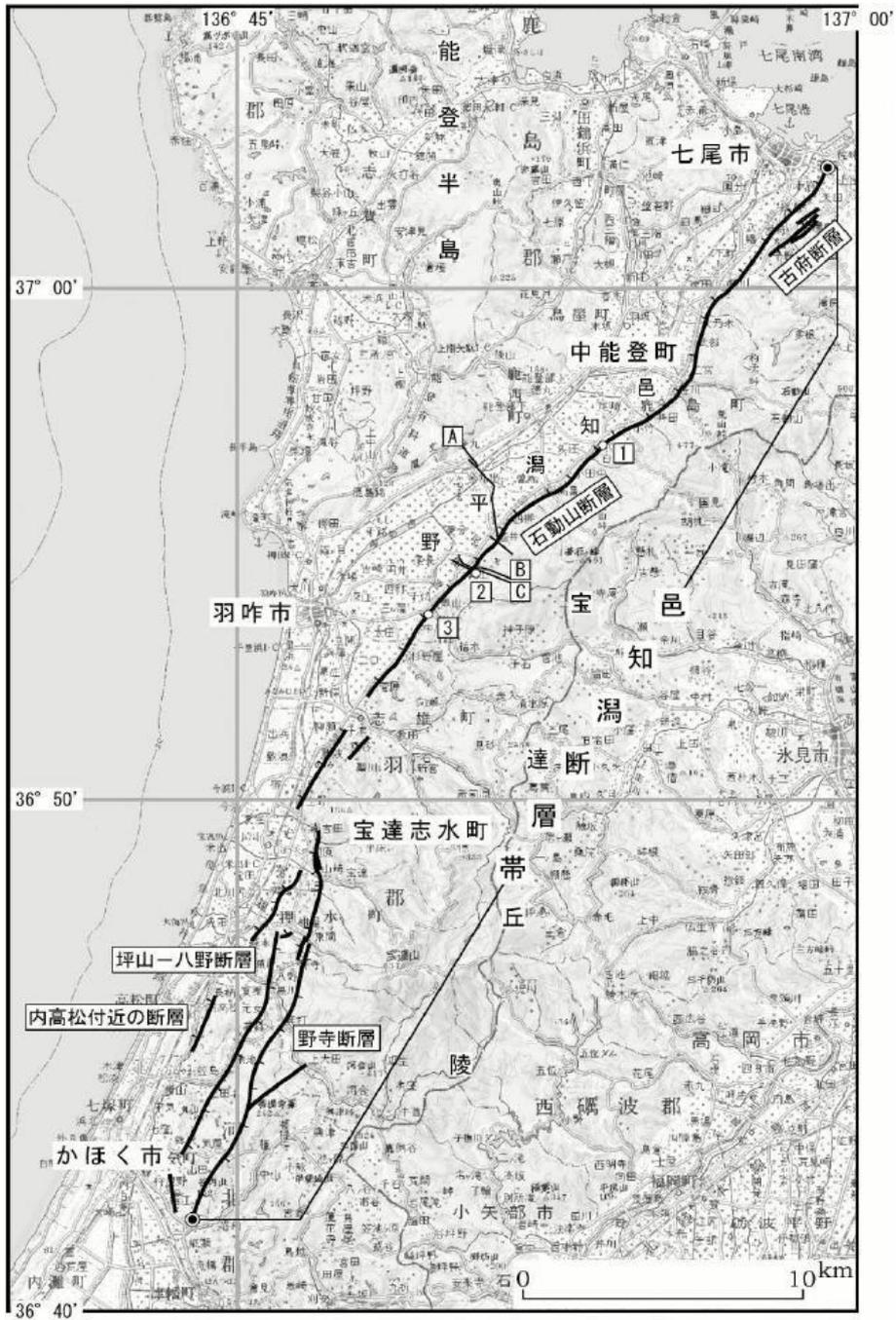


図 3. 8 邑知瀧断層帯分布図

(『邑知瀧断層帯の長期評価について』地震調査研究推進本部)

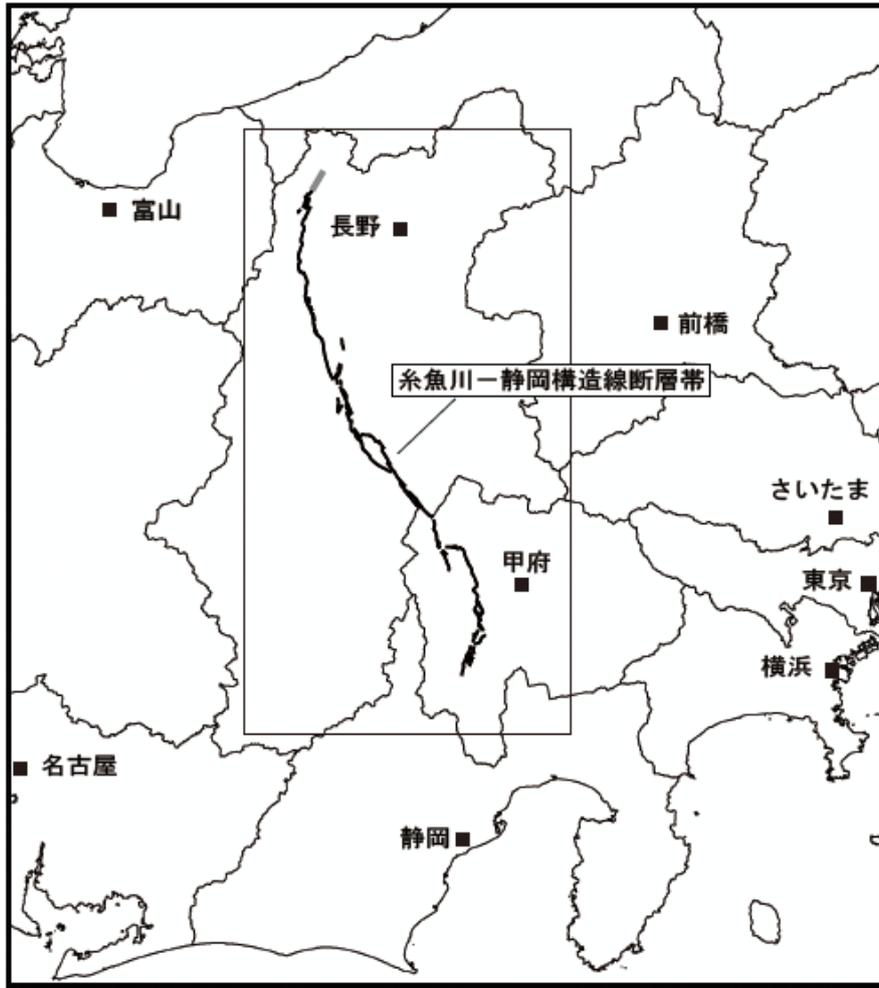


図3.9 糸魚川 静岡構造線断層帯分布図 (広域)

(『糸魚川-静岡構造線断層帯』地震調査研究推進本部)

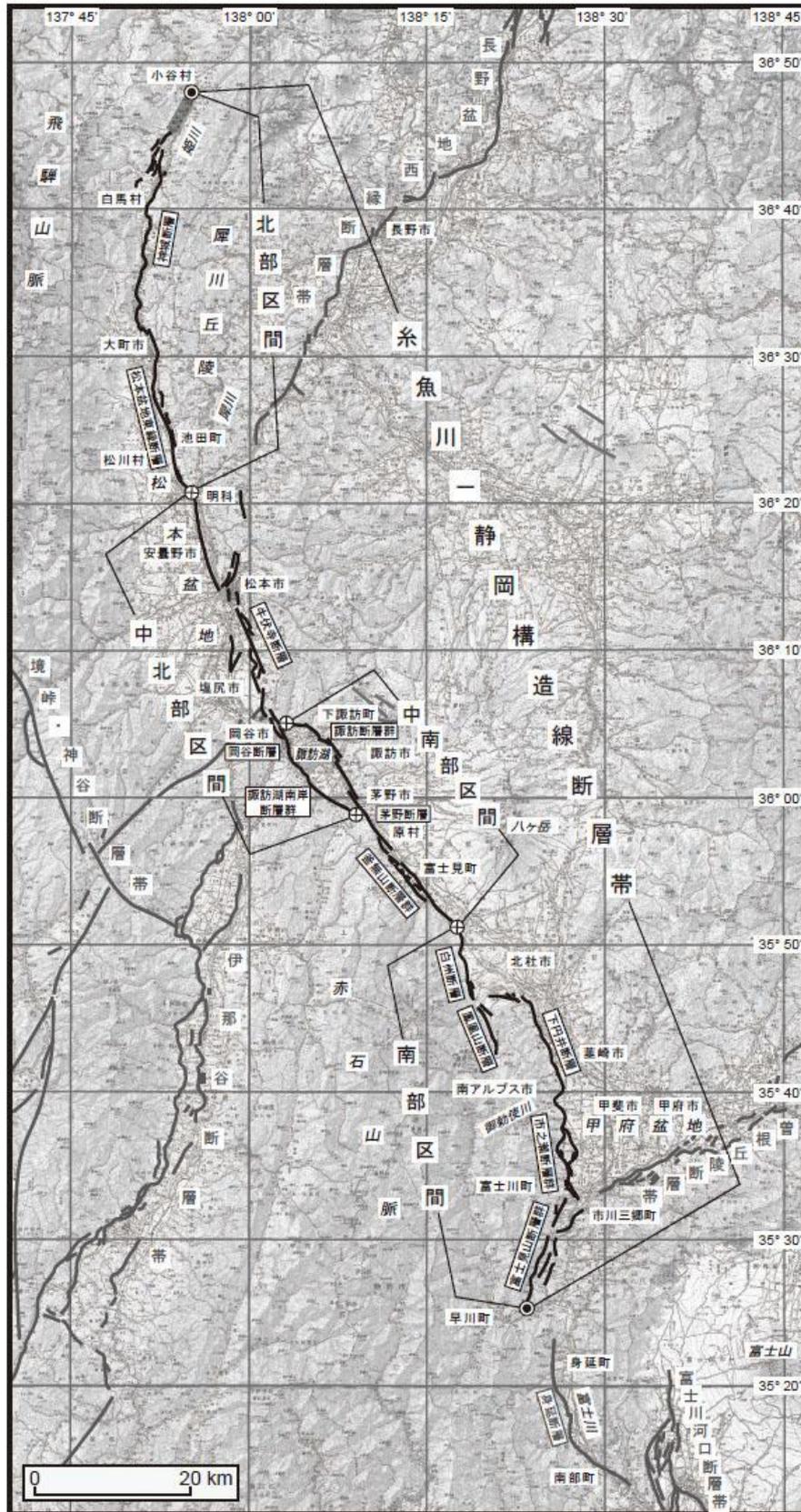


図 3. 10 糸魚川 静岡構造線断層帯分布図

(『糸魚川－静岡構造線断層帯』地震調査研究推進本部)

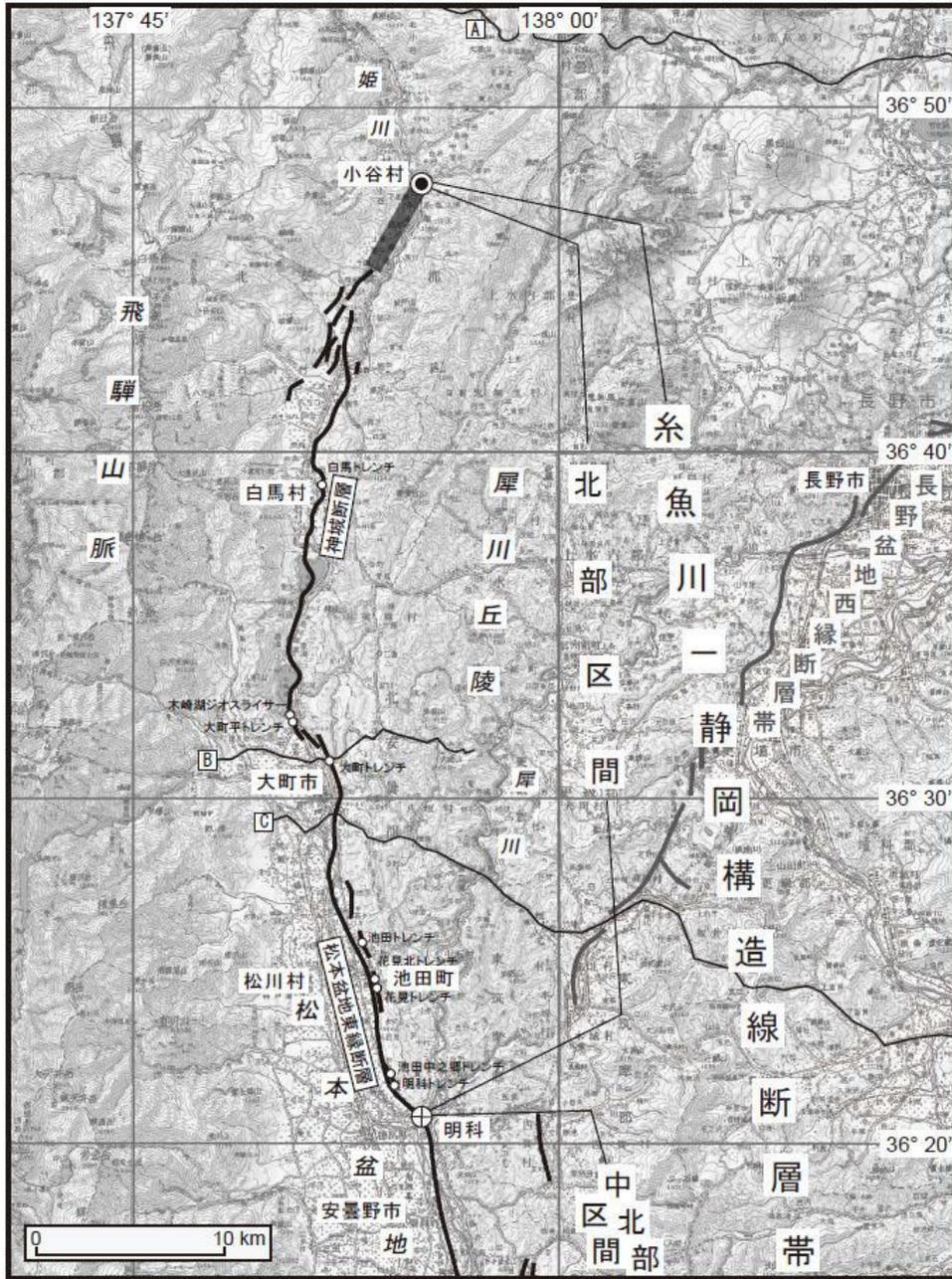


図 3. 1 1 糸魚川 静岡構造線断層帯分布図 (北部区間)

(『糸魚川－静岡構造線断層帯』地震調査研究推進本部)

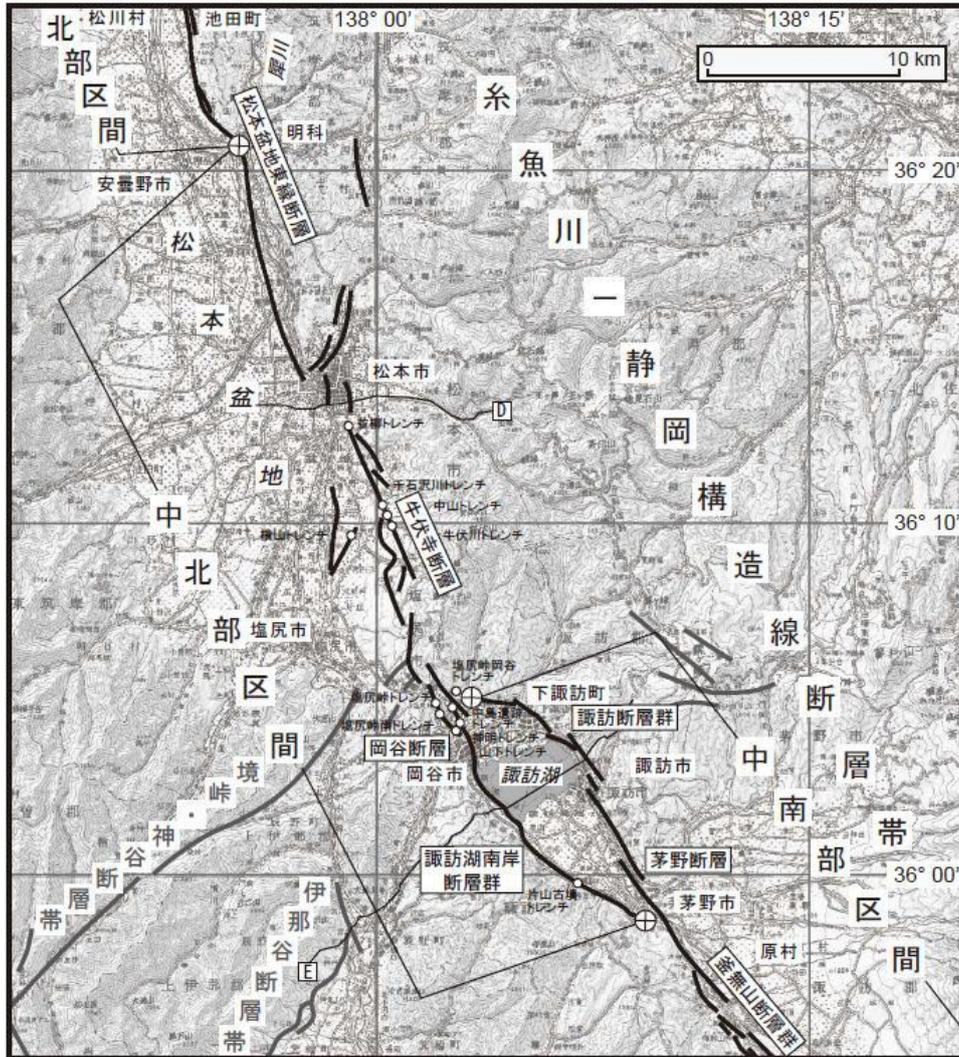


図3. 12 糸魚川 静岡構造線断層帯分布図（中北部区間）

（『糸魚川－静岡構造線断層帯』地震調査研究推進本部）

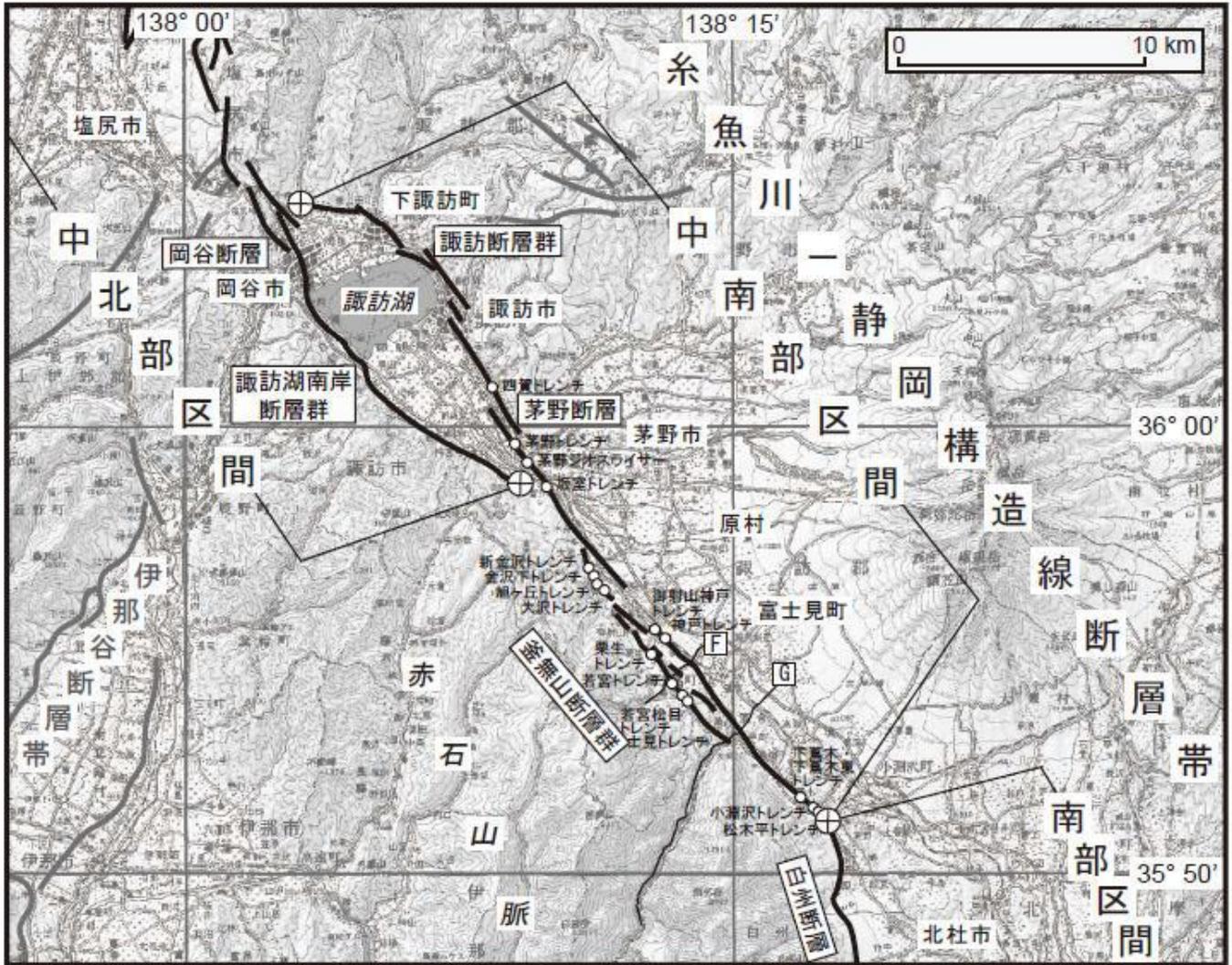


図3. 13 糸魚川 静岡構造線断層帯分布図（中南部区間）

（『糸魚川－静岡構造線断層帯』地震調査研究推進本部）

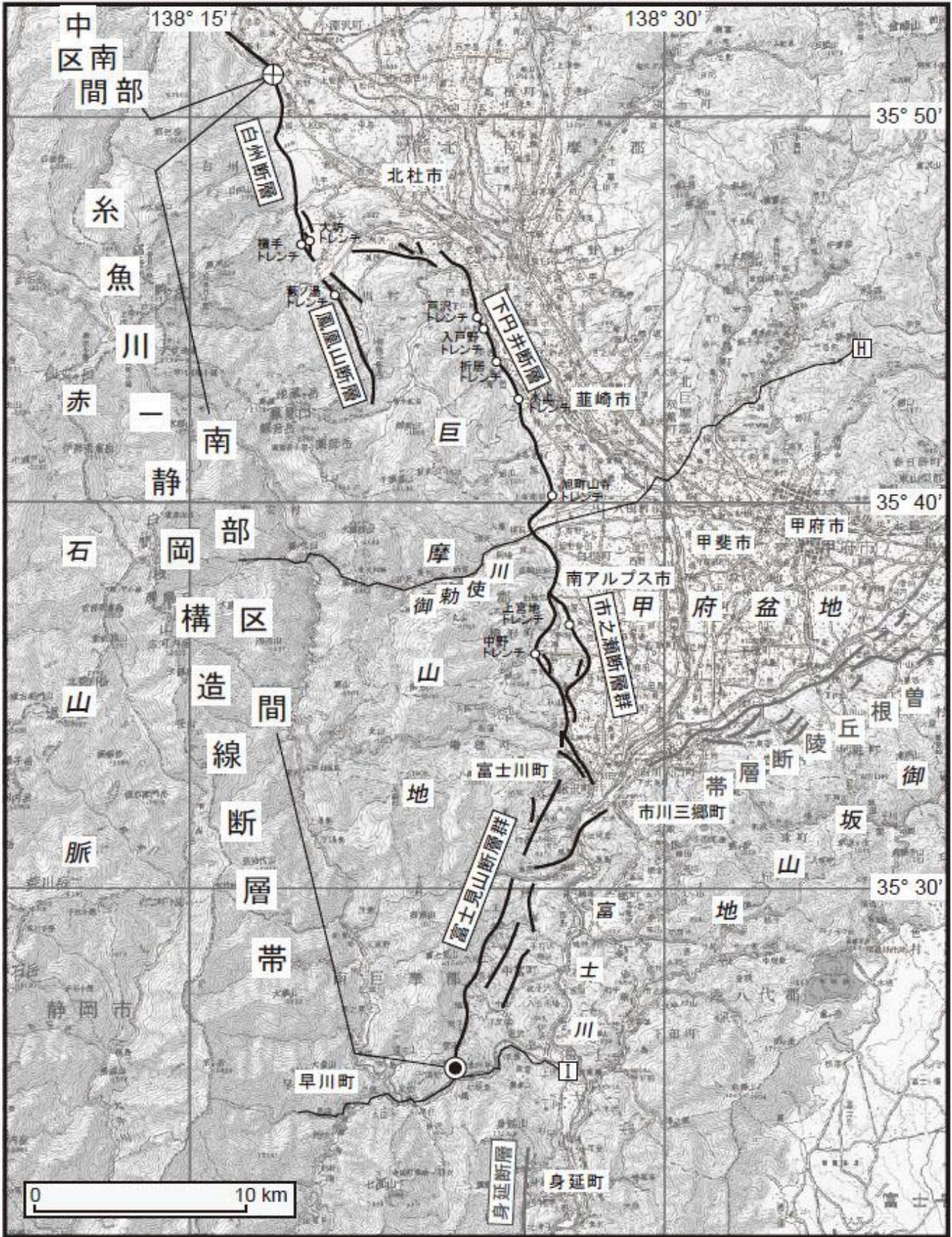


図3. 14 糸魚川 静岡構造線断層帯分布図 (南部区間)

(『糸魚川－静岡構造線断層帯』地震調査研究推進本部)

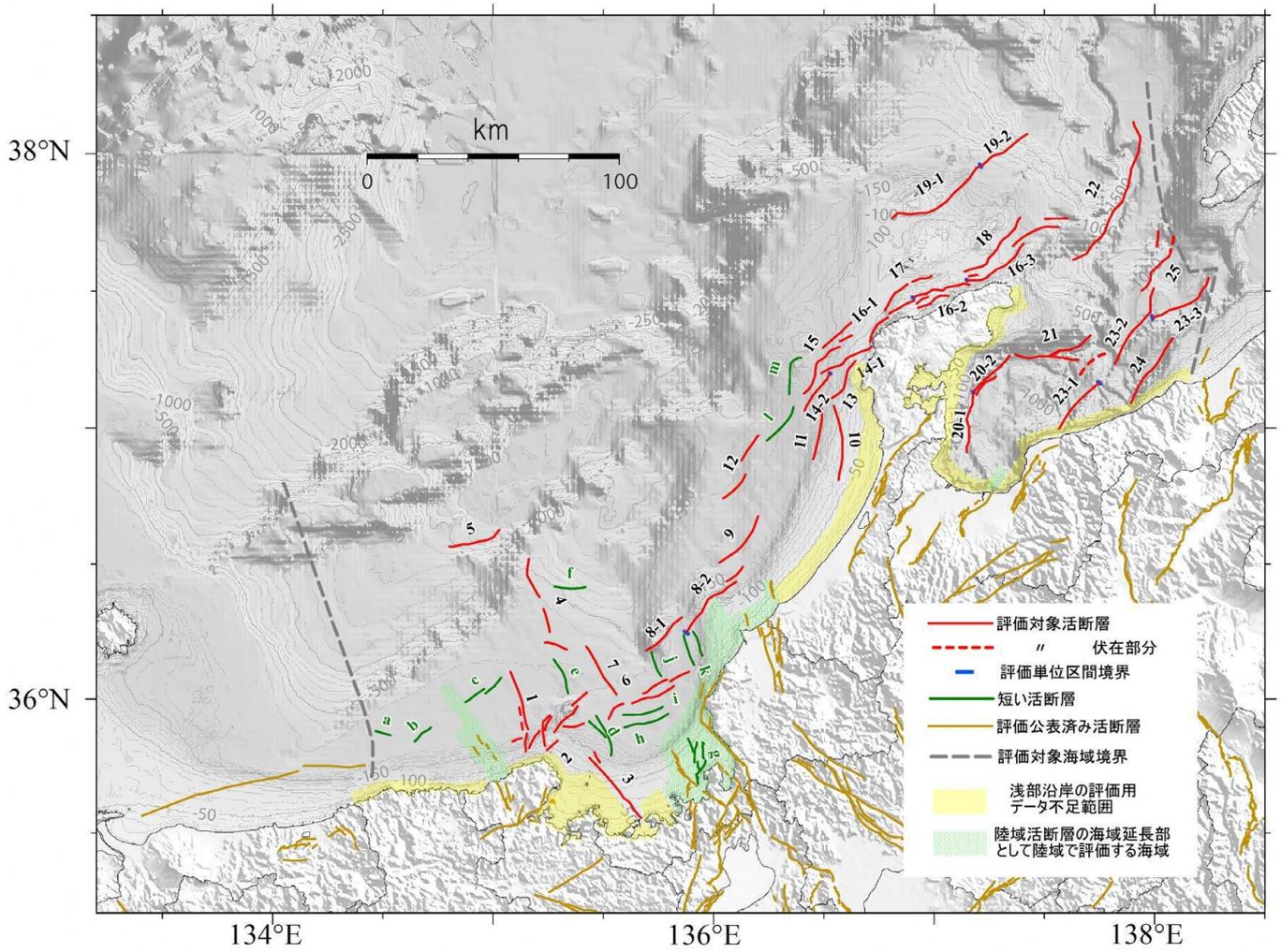


図3. 16 日本海側の海域活断層の分布（評価対象活断層）

『日本海側の海域活断層の長期評価—兵庫 県北方沖～新潟県上越地方沖—（令和6年8月版）』地震調査研究推進本部

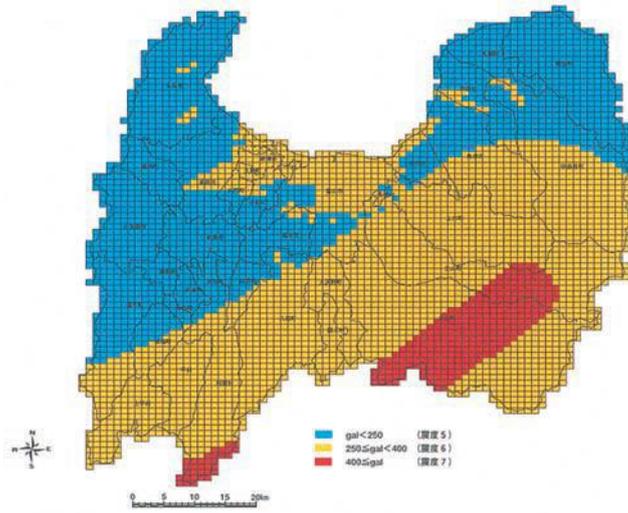


图 4. 1 跡津川断層地震予測震度分布

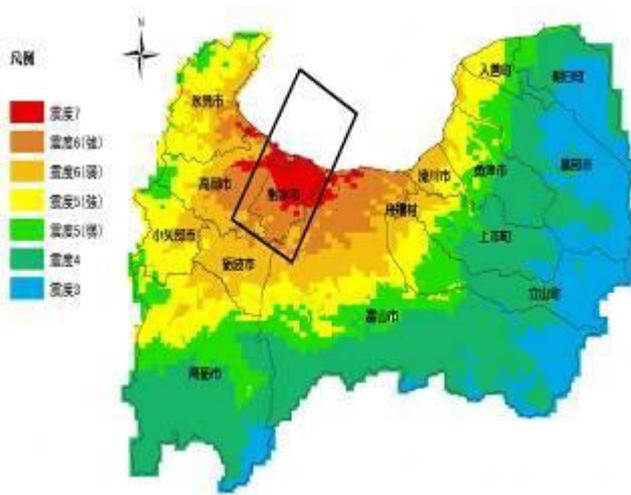


图 4. 2 吳羽山断層地震予測震度分布

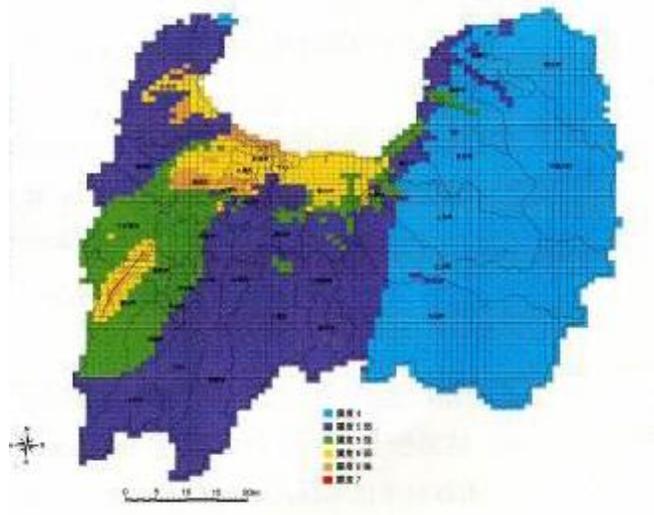


图 4. 3 法林寺断層地震予測震度分布

图 4. 1 『地震調査報告書（平成 8 年）』（富山県）

图 4. 2 『富山県地震被害想定等調査業務（平成 23 年）』（富山県）

图 4. 3 『地震調査報告書（平成 13 年）』（富山県）

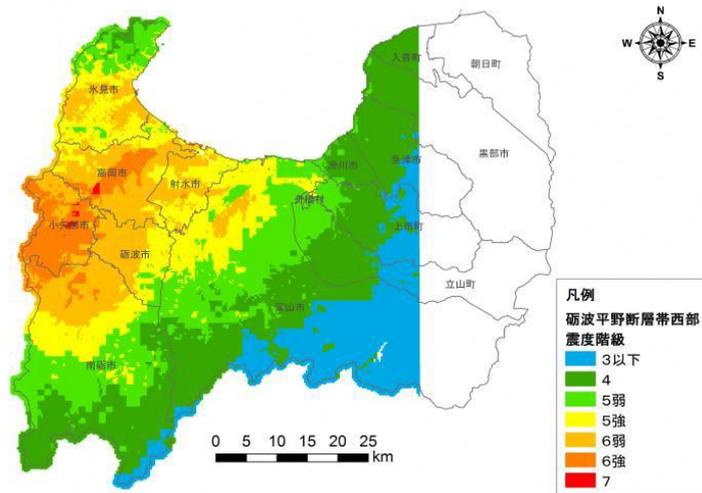


図 4. 4 砺波平野断層帯西部地震予想震度分布

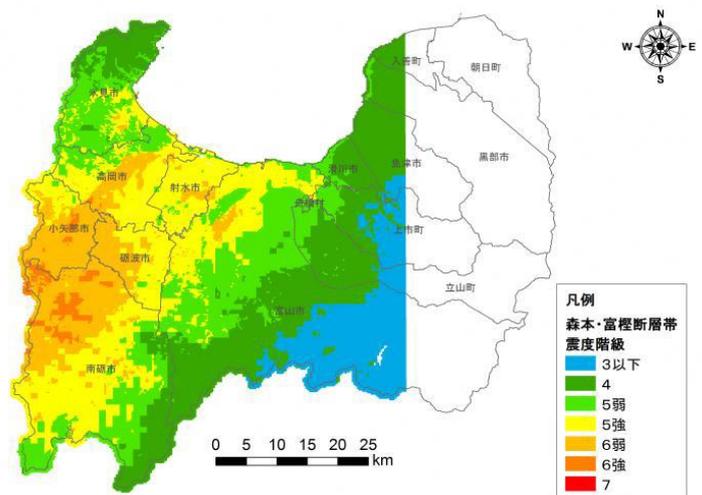


図 4. 5 森本・富樫断層帯地震予想震度分布

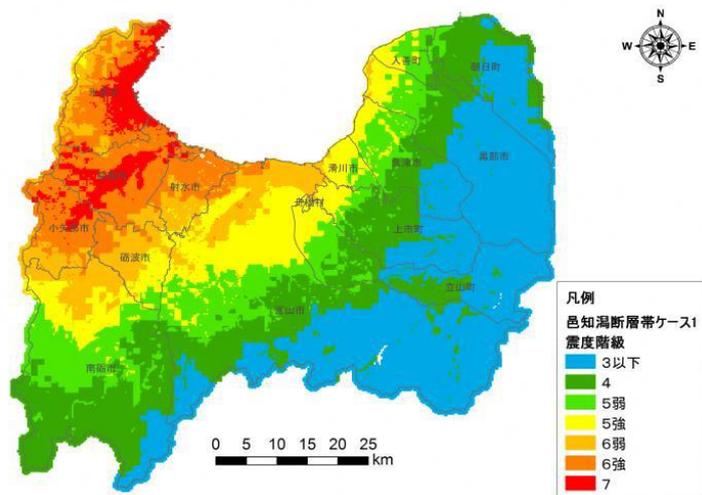


図 4. 6 邑知潟断層帯ケース1地震予想震度分布

図 4. 4～図 4. 6 『富山県地震被害想定等調査業務（平成 29 年）』（富山県）

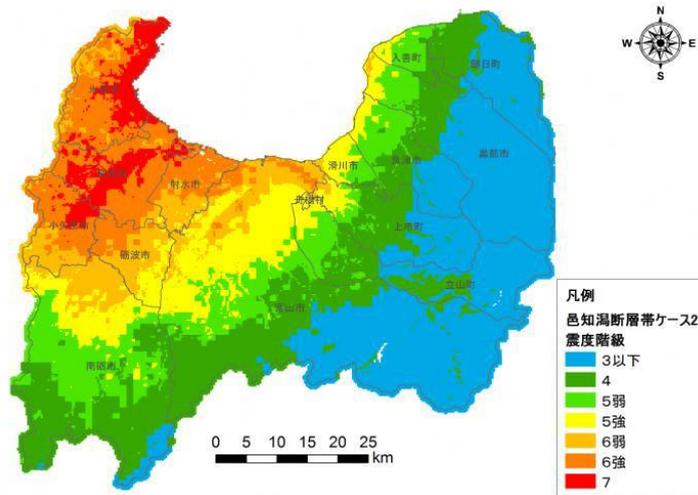


図 4. 7 邑知潟断層帯ケース 2 地震予想震度分布

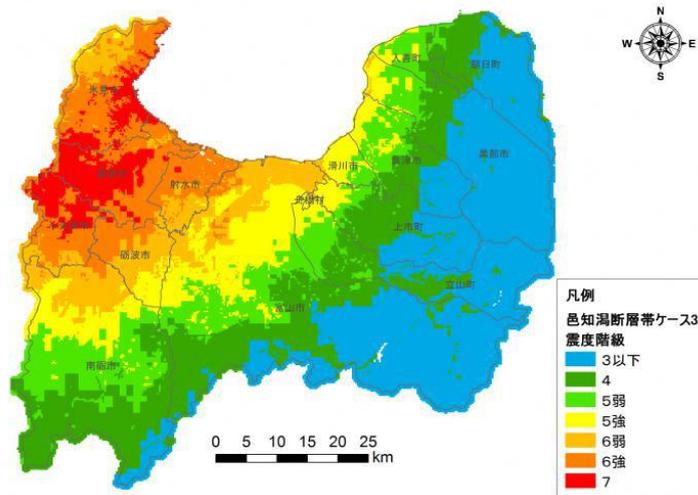


図 4. 8 邑知潟断層帯ケース 3 地震予想震度分布

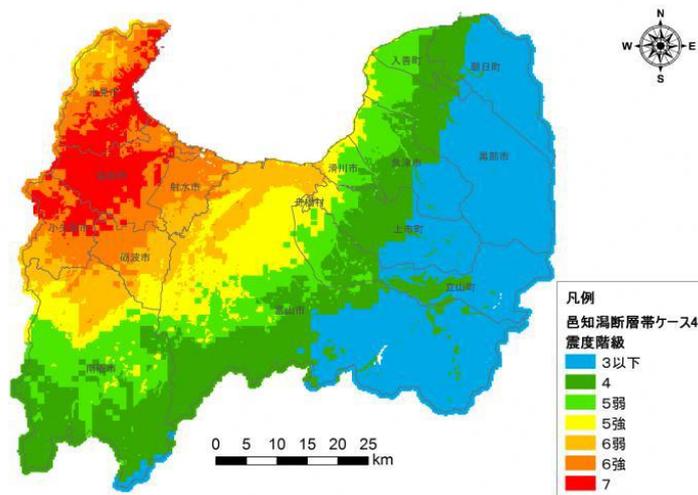


図 4. 9 邑知潟断層帯ケース 4 地震予想震度分布

図 4. 7～図 4. 9 『富山県地震被害想定等調査業務（平成 29 年）』（富山県）

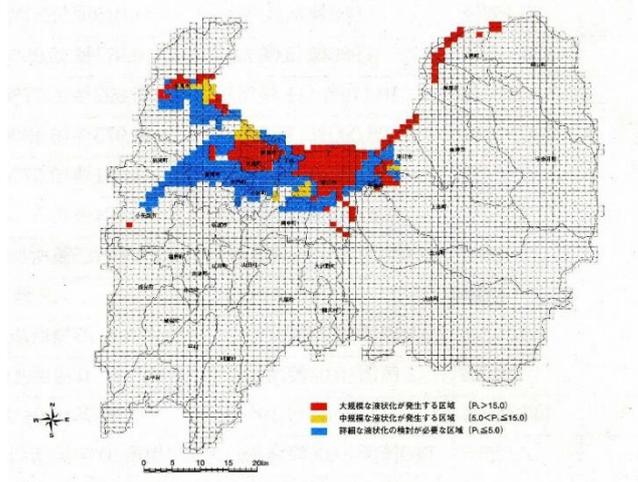


图 5. 1 『地震調査報告書（平成 8 年）』（富山県）

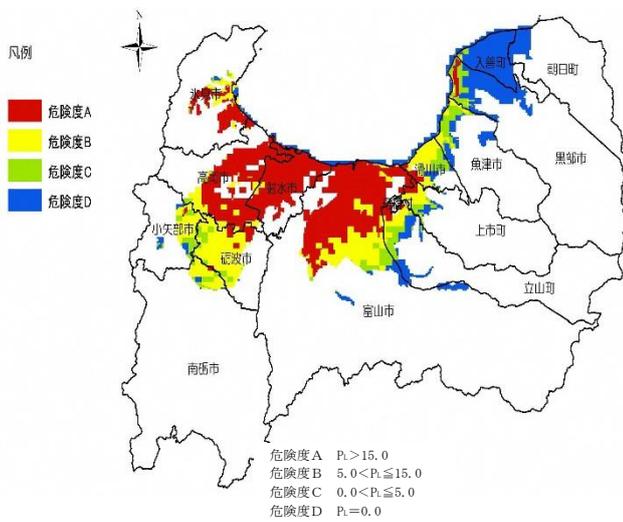


图 5. 2 呉羽山断層地震液状化判定結果図

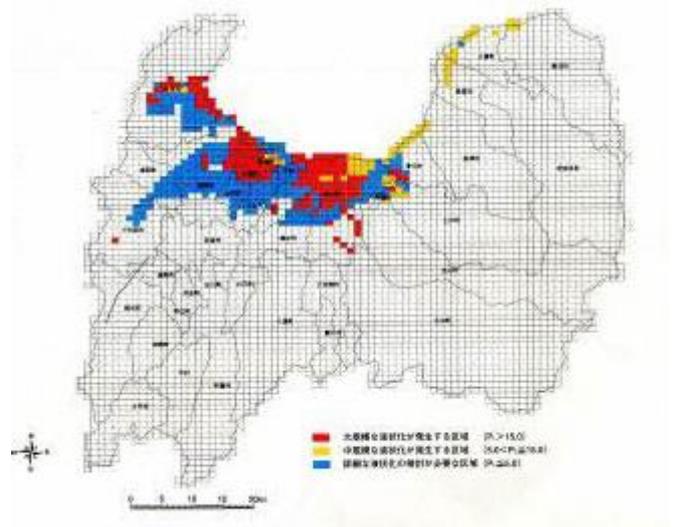


图 5. 3 法林寺断層地震液状化判定結果図

图 5. 1 『地震調査報告書（平成 8 年）』（富山県）

图 5. 2 『富山県地震被害想定等調査業務（平成 23 年）』（富山県）

图 5. 3 『地震調査報告書（平成 13 年）』（富山県）

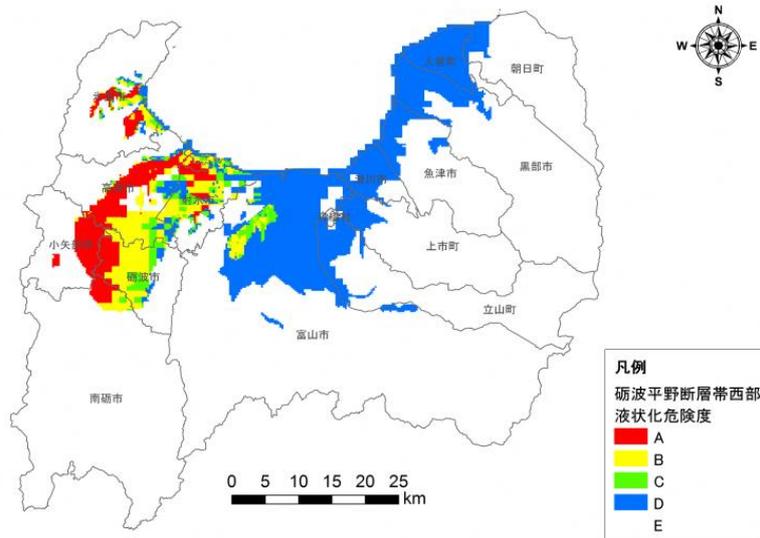


図 5. 4 砺波平野断層帯西部の地震による液状化危険度

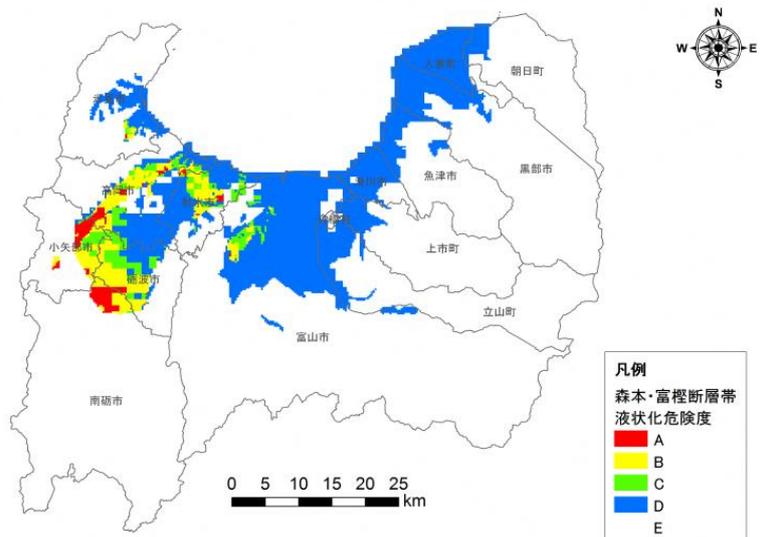


図 5. 5 森本・富樫断層帯の地震による液状化危険度

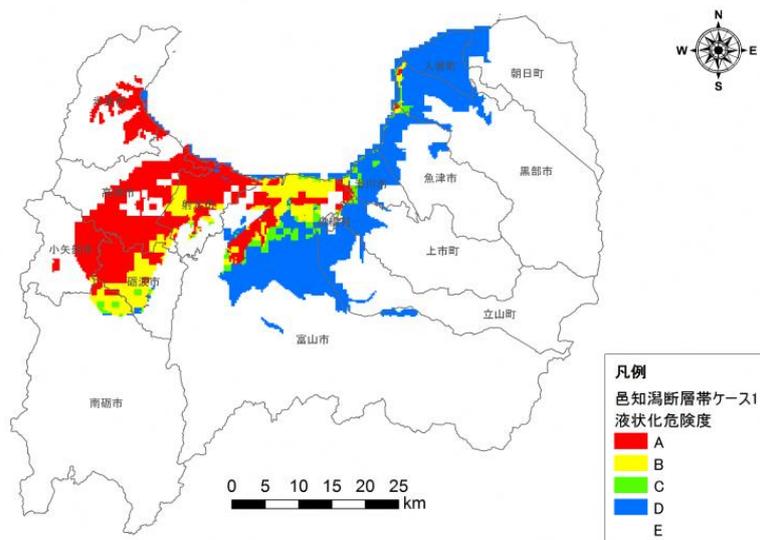


図 5. 6 邑知潟断層帯ケース1の地震による液状化危険度

図 5. 4～図 5. 6 『富山県地震被害想定等調査業務（平成 29 年）』（富山県）

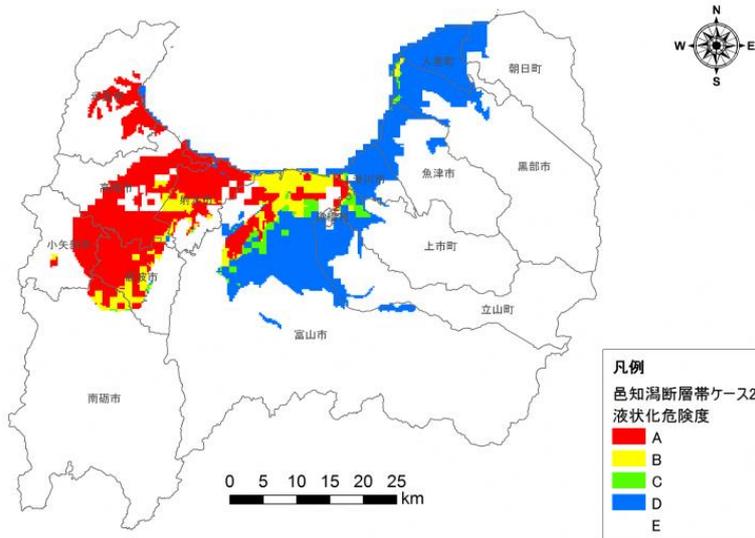


図5. 7 邑知潟断層帯ケース2の地震による液状化危険度

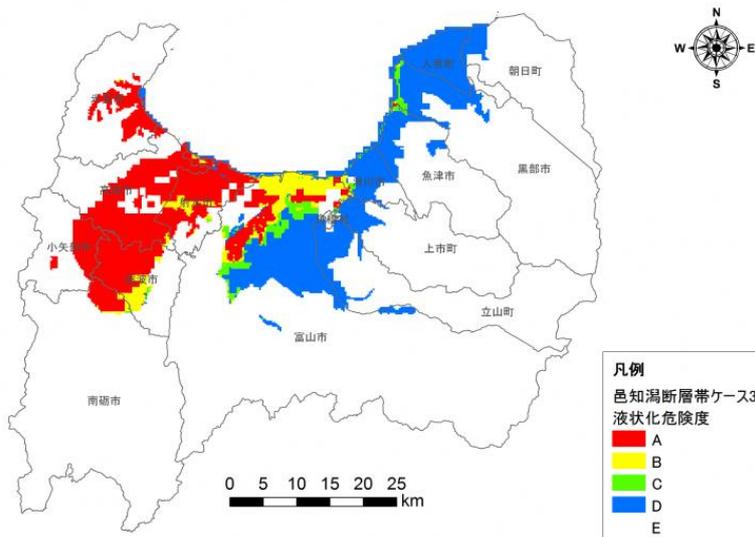


図5. 8 邑知潟断層帯ケース3の地震による液状化危険度

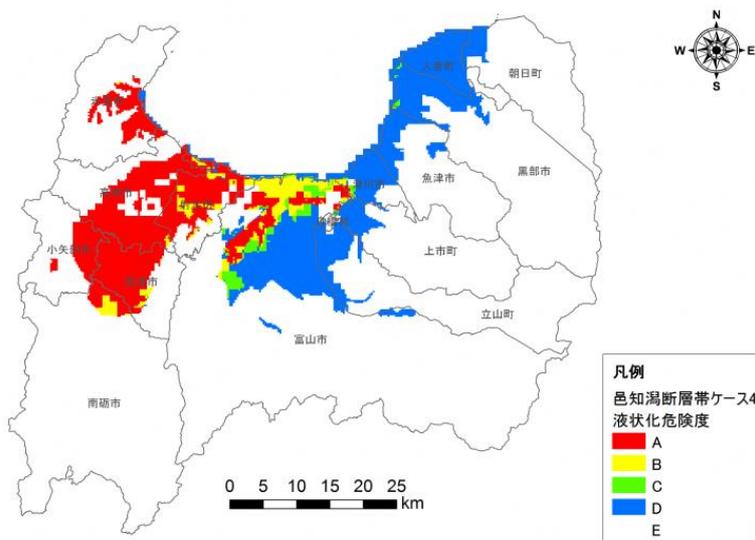


図5. 9 邑知潟断層帯ケース4の地震による液状化危険度

図5. 7～図5. 9 『富山県地震被害想定等調査業務（平成29年）』（富山県）

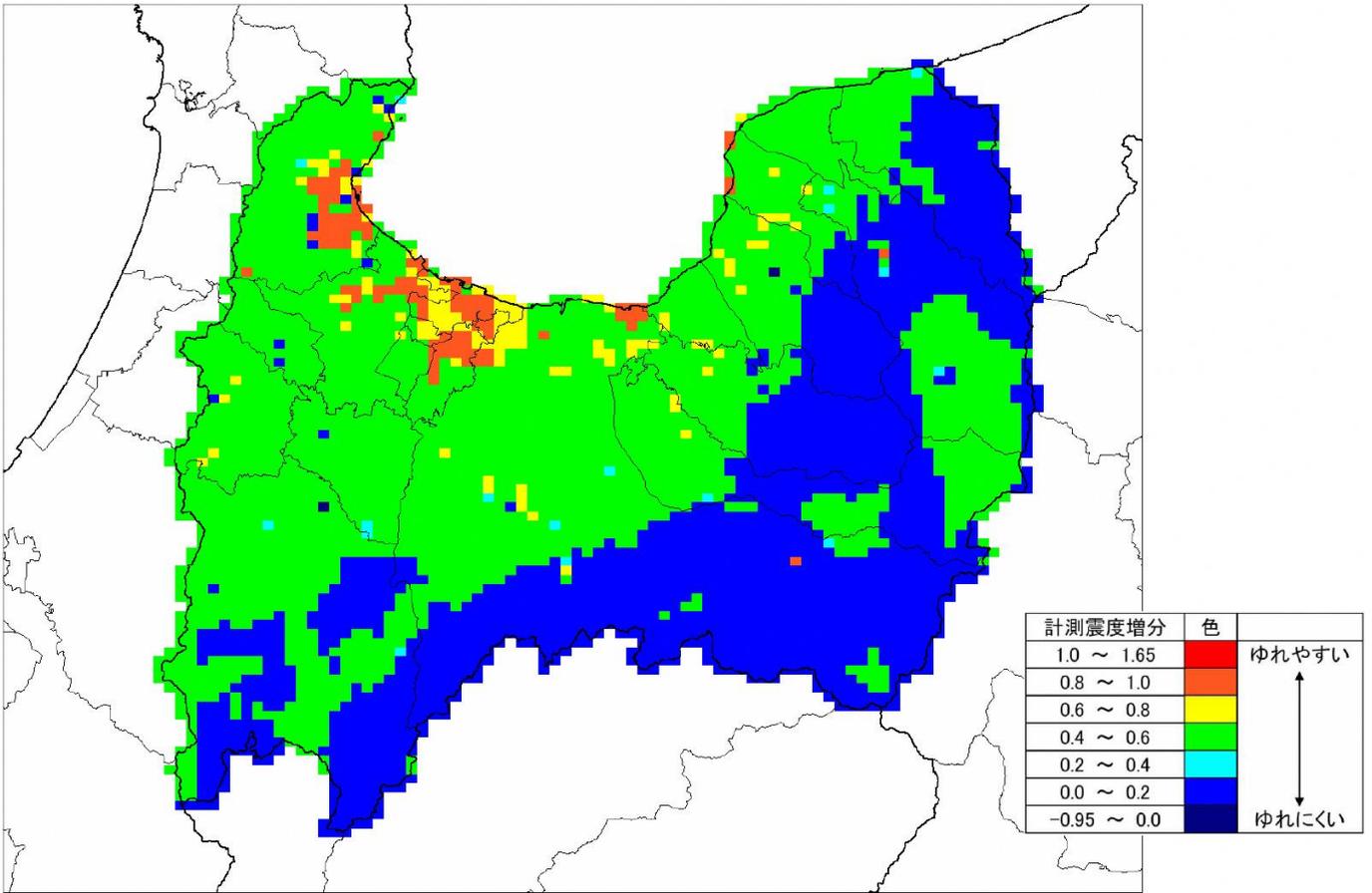


図 表層地盤のゆれやすさ（富山県）

『表層地盤のゆれやすさ全国マップ』（内閣府）

資料3 「富山県緊急輸送道路」の路線名、起点及び終点

第1次緊急輸送通路一覧表

出典：富山県地域防災計画（資料編）（令和7年3月修正）6.都市防災環境に関する資料

R6.4.1

道路種別		番号	路線名	延長 (km)	備考 (管理主体等)
自動車専用道	1		北陸自動車道	100.3	
	2		東海北陸自動車道	33.0	
	3		能越自動車道	43.8	直轄30.1、公社13.7
小計				177.1	
一般国道	1		8号	97.5	直轄(能越、福岡ICアクセス含)
	2		41号	34.6	直轄
	3		156号	42.4	直轄28.6、砺13.8
	4		160号	26.2	直轄
	5		304号	20.5	砺
	6		359号	1.9	砺
	7		415号	1.6	氷
	8		471号	1.6	小
	9		472号	7.6	高
小計				233.9	
主要地方道	1	1	富山魚津線	0.3	富
	2	3	富山立山魚津線	2.2	富1.6、立0.6
	3	15	立山水橋線	3.8	立
	4	20	砺波福光線	9.7	砺
	5	24	伏木港線	1.0	高
	6	30	富山港線	7.3	富
	7	32	小矢部伏木港線	1.7	高
	8	41	新湊平岡線	6.3	富
	9	42	小矢部福光線	5.5	小
	10	51	菱輪滑川インター線	2.3	新
	11	52	石垣魚津インター線	0.6	新
	12	53	若栗生地線	3.8	入
	13	55	富山空港線	1.7	富
	14	56	富山環状線	1.4	富
	15	57	高岡環状線	1.5	高
	16	63	入善宇奈月線	2.2	入
	17	70	万尾脇方線	1.1	氷
	18	76	氷見惣領志雄線	0.8	氷
小計				53.2	
一般県道	1	148	上市水橋線	2.0	立
	2	296	仏生寺太田線	1.7	氷
	3	304	鹿西氷見線	0.4	氷
	4	361	五十里氷見線	0.7	氷
小計				4.8	

第1次緊急輸送通路一覧表

R6.4.1

道路種別	番号	路線名	延長 (km)	備考 (管理主体等)
その他	1	県庁線	1.1	富山市道
	2	第2工業センター1号線	0.8	〃
	3	流杉16号線	0.2	〃
	4	高側道5号線	0.1	〃
	5	流杉17号線	0.1	〃
	6	流杉インター1号線	0.4	〃
	7	流杉インター2号線	0.2	〃
	8	草島東3号線	0.9	〃
	9	区画街路第2010号線	0.2	〃 (一方通行)
	10	栗山吉倉線	0.5	〃
	11	二ツ塚辻線	1.7	立山町道
	12	女川新浦田線	0.1	〃
	13	氷見北インター1号線	0.2	氷見市道
	14	氷見北インター2号線	0.2	〃
	15	氷見北インター3号線	0.2	〃
	16	氷見北インター4号線	0.2	〃
	17	氷見南インター1号線	0.2	〃
	18	氷見南インター2号線	0.2	〃
	19	氷見南インター3号線	0.2	〃
	20	氷見南インター4号線	0.2	〃
	21	環状南線	1.9	〃
	22	北八代堀田線	1.7	〃
	23	臨港道路西線	2.7	港湾 (新港)
	24	臨港道路北線	2.0	〃
	25	臨港道路1号線	0.4	港湾 (伏木)
	26	臨港道路2号線	1.1	〃
	27	臨港道路伏木外港線	2.1	〃
	28	臨港道路伏木万葉2号線	0.3	〃
小計			20.1	
合計	61		489.1	

第2次緊急輸送通路一覽表

R6.4.1

道路種別		番号	路線名	延長 (km)	備考 (管理主体等)
一般国道	1		156号	21.3	砺
	2		304号	10.3	砺
	3		359号	40.2	富 16.0、砺 12.9、小 11.3
	4		360号	4.7	富
	5		415号	52.1	富 9.8、高 26.4、立 1.0、氷 14.9
	6		471号	57.0	富 4.9、砺 35.8、小 16.3
	7		472号	19.3	富
小計			204.9		
主要地方道	1	1	富山魚津線	5.4	新
	2	2	魚津生地入善線	7.5	入 3.9、新 3.6
	3	3	富山立山魚津線	6.9	立
	4	4	富山上市線	7.9	富 1.2、立 6.7
	5	6	富山立山公園線	47.5	富 6.0、立 41.5
	6	7	富山八尾線	1.9	富
	7	11	新湊庄川線	6.8	高 6.8
	8	13	朝日宇奈月線	11.9	入
	9	14	黒部宇奈月線	11.9	入
	10	15	立山水橋線	0.9	立
	11	16	砺波小矢部線	8.4	砺 4.1、小 4.3
	12	20	砺波福光線	1.4	砺
	13	21	井波城端線	8.1	砺
	14	23	高岡停車場線	0.4	高
	15	25	砺波細入線	0.5	富
	16	27	金沢井波線	10.3	砺
	17	31	小杉婦中線	0.9	高
	18	33	金山谷田方町線	0.4	新
	19	35	立山山田線	15.7	富 15.0、立 0.7
	20	40	高岡庄川線	2.7	高 0.3、砺 2.4
	21	41	新湊平岡線	4.6	富 2.2、高 2.4
	22	42	小矢部福光線	8.3	小
	23	43	富山上滝立山線	12.6	富 12.1、立 0.5
	24	44	富山高岡線	19.2	富 8.5、高 10.7
	25	46	上市北馬場線	0.2	立
	26	48	福光福岡線	0.9	小
	27	51	菟輪滑川インター線	1.0	新
	28	52	石垣魚津インター線	1.5	新
	29	53	若栗生地線	3.7	入
	30	56	富山環状線	10.3	富
	31	57	高岡環状線	4.6	高
	32	58	高岡小杉線	9.3	高
	33	59	富山庄川線	5.5	富
	34	60	入善朝日線	0.4	入
	35	61	滑川上市線	1.1	新
	36	62	富山小杉線	1.0	富
	37	65	富山大沢野線	1.4	富
	38	68	富山外郭環状線	0.5	富
小計			243.5		

第2次緊急輸送通路一覽表

R6. 4. 1

道路種別		番号	路 線 名	延長 (km)	備 考 (管理主体等)
一般県道	1	120	六天天神新線	0.7	入
	2	122	石田前沢線	0.9	入
	3	124	本野三日市線	0.5	入
	4	128	阿弥陀堂魚津停車場線	1.1	新
	5	129	魚津停車場線	0.4	新
	6	135	富山滑川魚津線	16.5	新 12.2、立 4.3
	7	137	堀江魚津線	0.4	新
	8	147	立山舟橋線	0.3	立
	9	150	魚津入善線	12.5	新 2.5、入 10.0
	10	151	辻滑川線	0.2	新
	11	167	日中五百石線	1.0	立
	12	205	練合宮尾線	0.9	富
	13	207	四方新中茶屋線	0.8	富
	14	208	小竹諏訪野川原線	1.0	富
	15	247	中川南町線	0.8	高
	16	270	今石動上野本線	0.1	小
	17	277	福野城端線	3.7	砺
	18	279	安居福野線	1.7	砺
	19	280	井波福野線	0.9	砺
	20	302	氷見港氷見停車場線	0.5	氷
	21	314	沓掛魚津線	0.8	入
	22	320	古鹿熊滑川線	1.1	新
	23	371	本町高木出線	1.2	砺
小 計				48.0	
そ の 他	1		泊桜町線	1.4	朝日町道
	2		新堂中新線	2.3	黒部市道
	3		南線	1.2	黒部市道
	4		高登線	0.1	入善町道
	5		住吉町三ヶ線	0.3	魚津市道
	6		魚津中央線	0.6	〃
	7		経田海岸線	0.8	〃 (経田漁港施設内道路0.3km含)
	8		経田漁港4号線	0.3	〃
	9		経田臨港線	0.5	〃
	10		魚津駅中川線	0.2	〃
	11		滑川中央線	1.4	滑川市道
	12		滑川富山線	2.3	〃
	13		駅南区画54号線	0.4	〃
	14		東中野新道源寺線	1.6	立山町道
	15		千寿ヶ原口一タリ一線	0.3	〃
	16		正印新・北島南線	1.3	上市町道
	17		法音寺・横越線	0.5	〃
	18		綾田北代線	1.7	富山市道
	19		富山駅北線	0.3	〃
	20		境野新池多線	0.2	〃
	21		杉谷平岡線	0.4	〃
	22		境野新19号線	0.1	〃

第2次緊急輸送通路一覧表

R6.4.1

道路種別	番号	路線名	延長 (km)	備考 (管理主体等)
	23	総曲輪線	0.3	〃
	24	草島東線	2.4	〃
	25	草島東2号線	1.1	〃
	26	下轡田西本郷線	1.4	〃
	27	田島宮ヶ島線	0.9	〃
	28	宮ヶ島添島線	0.5	〃
	29	花崎馬瀬口線	0.2	〃
	30	上富居42号線	0.1	〃
	31	大泉太郎丸線	0.1	〃
	32	堀川西177号線	0.2	〃
	33	牛島15号線	0.1	〃
	34	牛島城川原線	0.1	〃
	35	牛島新町桜町線	0.4	〃
	36	羽広二丁目南幸町線	1.4	高岡市道
	37	高岡砺波インター線	0.9	〃
	38	下黒田京田線	0.2	〃
	39	南部105号線	1.2	〃
	40	下黒田7号線	0.2	〃
	41	佐野下黒田線	0.7	〃
	42	六家佐野線	2.4	〃
	43	広小路中川一丁目線	0.2	〃
	44	宝町10号線	0.3	〃
	45	大門針原線	2.2	射水市道
	46	港町善光寺線	0.7	〃
	47	大島北野鷺塚線	0.7	〃
	48	高木新開発線	0.3	〃
	49	新町漁港線	0.1	氷見市道
	50	中村深江線	1.5	砺波市道
	51	栄町中神線	2.6	〃
	52	春日町永福町線	0.1	〃
	53	二日町広安線	1.0	南砺市道
	54	桜ヶ池クアガーデン線	0.2	〃
	55	国広南原線	1.2	〃
	56	立野原蓑谷線	1.9	〃
	57	臨港道路富山新港東西線	3.6	港湾(新港)
	58	臨港道路北1号線	0.2	港湾(魚津港)
	59	宮崎漁港臨港道路	0.3	漁港(宮崎漁港)
	60	氷見漁港臨港道路	0.3	漁港(氷見漁港)
	61	立山有料道路	14.4	道路公社
小計			64.8	
合計	129		561.2	上位路線の重複を除いた路線数 110

第3次緊急輸送通路一覽表

R6. 4. 1

道路種別		番号	路線名	延長 (km)	備考 (管理主体等)
一般国道	1		415号	0.5	富 0.1、立 0.4
	2		472号	0.8	高
小計				1.3	
主要地方道	1	1	富山魚津線	10.2	富 8.6、立 1.6
	2	2	魚津生地入善線	10.3	入
	3	3	富山立山魚津線	19.3	立 6.5、富 4.6、新 8.2
	4	7	富山八尾線	10.3	富
	5	9	富山戸出小矢部線	18.3	富 0.8、高 13.0、砺 1.3、小 3.2
	6	11	新湊庄川線	16.8	高 6.6、砺 10.2
	7	15	立山水橋線	6.3	立
	8	18	氷見田鶴浜線	2.5	氷
	9	22	富山停車場線	0.3	富
	10	24	伏木港線	1.9	高
	11	25	砺波細入線	3.6	砺
	12	27	金沢井波線	5.2	砺
	13	29	高岡羽咋線	3.9	高
	14	31	小杉婦中線	5.0	富2.9、高2.1
	15	32	小矢部伏木港線	16.3	高 14.6、小 1.7
	16	35	立山山田線	8.5	富
	17	40	高岡庄川線	1.5	砺
	18	41	新湊平岡線	0.2	富
	19	48	福光福岡線	12.4	高 3.0、砺 6.5、小 2.9
	20	51	菟輪滑川インター線	0.5	新
	21	52	石垣魚津インター線	2.0	新
	22	57	高岡環状線	4.2	高
	23	60	入善朝日線	9.0	入
	24	62	富山小杉線	6.7	富
	25	64	高岡氷見線	1.5	高
	26	65	富山大沢野線	2.9	富
	27	67	宇奈月大沢野線	3.0	新
	28	68	富山外郭環状線	13.9	富 5.3、立 8.6
	29	69	富山笹津線	10.3	富
	30	71	池尻福野線	3.5	砺
	31	72	坪野小矢部線	1.1	砺
	32	73	高岡青井谷線	2.7	高
	33	75	押水福岡線	1.1	高
小計				215.2	

第3次緊急輸送通路一覧表

R6.4.1

道路種別		番号	路線名	延長 (km)	備考 (管理主体等)
一般県道	1	125	福平石田線	0.8	入
	2	137	堀江魚津線	1.6	新
	3	157	寺坪上市線	4.0	立
	4	161	岩嶽寺大石原水橋線	0.5	立
	5	172	八幡田稻荷線	8.0	富
	6	204	小杉本江線	0.7	高
	7	208	小竹諏訪川原線	0.8	富
	8	220	下瀬小倉線	2.6	富
	9	245	中道国分線	0.3	高
	10	247	中川南町線	0.9	高
	11	341	八尾大沢野線	1.3	富
	12	361	五十里氷見線	0.2	高
	13	365	流杉町袋線	1.6	富
	14	366	西大森前沢線	0.6	立
	15	367	串田新黒河線	3.8	高
	16	371	本町高木出線	1.5	砺
	17	373	藪田下田子線	3.7	氷
		18	377	小杉吉谷線	7.1
小計				40.0	
その他	1		山崎南保線	6.9	朝日町道
	2		愛本新25号線	0.4	黒部市道
	3		山田浦山線	9.9	〃
	4		中陣2号線	0.2	〃
	5		石田企業団地線	0.6	〃
	6		舟見横断線	1.0	入善町道
	7		新屋横断線	2.5	〃
	8		入善駅国道線	0.8	〃
	9		横枕有山線	5.3	魚津市道
	10		布施川小川寺線	0.6	〃
	11		吉野川縁線	0.4	〃
	12		吉野6号線	0.2	〃
	13		吉野7号線	0.2	〃
	14		大窪栗山線	0.3	滑川市道
	15		本江栗山線	6.9	〃
	16		坂井沢大清水線	1.8	立山町道
	17		坂井沢本線	0.4	〃
	18		坂井沢白岩線	2.3	〃
	19		前沢中央線	1.2	〃
	20		曾我線	0.3	〃
	21		広野新女川線	6.7	上市町道
	22		正印新北島南線	1.7	〃
	23		上栄城村線	3.1	富山市道
	24		大泉稻荷町線	0.4	〃
	25		神通町蜷川線	3.6	〃
	26		富山駅東線	0.4	〃
	27		富山駅西線	0.3	〃

第3次緊急輸送通路一覧表

R6.4.1

道路種別	番号	路線名	延長 (km)	備考 (管理主体等)
	28	神通町安養坊線	0.9	〃
	29	総曲輪線	0.8	〃
	30	古沢医薬大線	1.1	〃
	31	青島小倉線	4.6	〃
	32	新保10号線	0.8	〃
	33	水橋滑川線	0.5	〃
	34	速星堀線	1.1	〃
	35	砂子田下井沢線	0.6	〃
	36	速星萩島線	0.7	〃
	37	臨空工業団地線	0.3	〃
道路種別	番号	路線名	延長 (km)	備考 (管理主体等)
	38	保内神通線	2.5	〃
	39	工業団地線	0.5	〃
	40	四方荒屋西岩瀬線	0.7	〃
	41	四方荒屋草島線	0.1	〃
	42	五十里西海老坂線	1.5	高岡市道
	43	北島駅南一丁目線	3.0	〃
	44	南部105号線	0.4	〃
	45	戸出西部金屋戸出石代1	0.2	〃
	46	戸出西部金屋16号線	0.2	〃
	47	戸出石代戸出西部金屋1号線	0.8	〃
	48	大江479号線	0.4	射水市道
	49	朴木赤井線	1.1	〃
	50	金山343号線	0.6	〃
	51	金山315号線	0.2	〃
	52	金山359号線	0.2	〃
	53	北八代堀田線	8.8	氷見市道
	54	堀田五十里線	2.7	〃
	55	五郎丸高堀線	1.8	砺波市道
	56	中神東宮森線	0.5	〃
	57	高堀太美山線	8.9	南砺市道
	58	五郎丸臼谷線	0.4	小矢部市道
	59	臼谷末友線	0.5	〃
	60	フロンティアパーク1号線	0.3	〃
	61	臨港道路東線	2.1	港湾(新港)
	62	臨港道路3号線	1.9	港湾(伏木)
小計			110.1	
合計	115		366.6	上位路線の重複を除いた路線数 85

センター・事務所別緊急輸送道路一覧表

R6. 4. 1

事務所名：新川

優先次数：1次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
51	1	菘輪滑川インター線	滑川市金屋	滑川市稲泉	2.3	4	
52	1	石垣魚津インター線	魚津市印田	魚津市本江	0.6	4	
県管理国道							
主要地方道	2				2.9		
一般県道							
その他							
1次合計	2				2.9		

優先次数：2次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考	
1	1	富山魚津線	滑川市坪川	魚津市住吉	5.4	2		
2	1	魚津生地入善線	魚津市港町	魚津市経田西町	3.4	2		
			魚津市寿町	魚津市浜経田	0.2	2		
							2小計 3.6	
33	1	金山谷田方町線	魚津市新角川	魚津市新宿	0.4	2		
51	1	菘輪滑川インター線	滑川市稲泉	滑川市法花寺	0.5	4		
			滑川市法花寺	滑川市上小泉	0.5	2		
							51小計 1.0	
52	1	石垣魚津インター線	魚津市本江	魚津市中央通	1.5	2		
61	1	滑川上市線	滑川市加島町	滑川市下梅沢	1.1	2		
128	1	阿弥陀堂魚津停車場線	魚津市吉島	魚津市上村木	0.4	2		
			魚津市上村木	魚津市釈迦堂	0.7	4		
							128小計 1.1	
129	1	魚津停車場線	魚津市港町	魚津市末広町	0.4	2		
135	1	富山滑川魚津線	滑川市江尻	滑川市上小泉	2.2	2		
			滑川市上小泉	魚津市江口	10	2		
							135小計 12.2	
137	1	堀江魚津線	魚津市上口	魚津市新角川	0.4	2		
150	1	魚津入善線	魚津市江口	魚津市木下新	2.5	2		
151	1	辻滑川線	滑川市加島町	滑川市加島町	0.2	2		
320	1	古鹿熊滑川線	滑川市柳原	滑川市坪川	1.1	2		
			滑川中央線	滑川市上小泉	滑川市吾妻町	1.4	4	滑川市道
			滑川富山線	滑川市中川原	滑川市加島町	2.3	2	〃
	1	駅南区画54号線	滑川市柳原	滑川市柳原	0.4	2	〃	
	1	住吉町三ヶ線	魚津市住吉	魚津市新住吉	0.3	2	魚津市道	
	1	魚津中央線	魚津市新宿	魚津市末広町	0.6	2	〃	
	1	経田海岸線	魚津市経田西町	魚津市東町	0.8	2	〃 (経田漁港施設内道路0.3km含)	
	1	経田漁港4号線	魚津市東町	魚津市東町	0.3	2	〃	
	1	経田臨港線	魚津市東町	魚津市寿町	0.5	2	〃	
	1	魚津駅中川線	魚津市釈迦堂	魚津市釈迦堂	0.2	2	〃	
	1	臨港道路北1号線	魚津市釈迦堂	魚津市釈迦堂	0.2	2		

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
県管理国道							
主要地方道	6				13.0		
一般県道	7				17.9		
その他	10				7.0		
2次合計	23				37.9		

優先次数：3次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
3	1	富山立山魚津線	滑川市寺町	滑川市三ヶ	8.2	2	
51	1	葦輪滑川インター線	滑川市改養寺	滑川市金屋	0.5	4	
52	1	石垣魚津インター線	魚津市石垣	魚津市石垣新	1.7	2	
			魚津市石垣新	魚津市印田	0.3	4	
							52小計 2.0
67	1	宇奈月大沢野線	魚津市小川寺	魚津市横枕	3	2	
137	1	堀江魚津線	滑川市栗山	魚津市有山	1.6	2	
	1	本江栗山線	滑川市本江	滑川市大窪	4.7	2	滑川市道
	1	大窪栗山線	滑川市大窪	滑川市栗山	0.3	2	〃
	1	滑川富山線	滑川市加島町	滑川市魚躬	1.5	2	〃
	1	横枕有山線	魚津市横枕	魚津市有山	5.3	2	魚津市道
	1	布施川小川寺線	魚津市蛇田	魚津市小川寺	0.6	2	〃
	1	吉野川縁線	魚津市吉野	魚津市吉野	0.4	2	〃
	1	吉野6号線	魚津市吉野	魚津市吉野	0.2	2	〃
	1	吉野7号線	魚津市吉野	魚津市吉野	0.2	2	〃
県管理国道							
主要地方道	4				13.7		
一般県道	1				1.6		
その他	8				13.2		
3次合計	13				28.5		

センター・事務所別緊急輸送道路一覧表

R6. 4. 1

事務所名：入善

優先次数：1次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
53	1	若栗生地線	黒部市荻生新	黒部市西小路	3.8	2	
63	1	入善宇奈月線	入善町入膳	入善町神林	2.2	2	
県管理国道							
主要地方道	2				6		
一般県道							
その他							
1次合計	2				6		

優先次数：2次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
2	1	魚津生地入善線	黒部市浜石田	黒部市生地	3.9	2	
13	1	朝日宇奈月線	朝日町平柳	黒部市宇奈月町内山	11.9	2	
14	1	黒部宇奈月線	黒部市三日市	黒部市荻生	0.7	2	
			黒部市荻生字新堂	黒部市荻生字寺坪	1.8	2	
			黒部市荻生字寺坪	黒部市若栗字舌山	0.3	4	
			黒部市中坪	黒部市宇奈月町愛本	5.3	2	
			黒部市宇奈月町内山	黒部市宇奈月温泉	3.8	2	
53	1	若栗生地線	黒部市古御堂	黒部市生地	2.2	2	
			黒部市若栗	黒部市荻生新	1.5	2	
							53 小計 3.7
60	1	入善朝日線	朝日町宮崎	朝日町宮崎	0.4	2	
120	1	六天天神新線	黒部市天神新	黒部市三島	0.7	2	
122	1	石田前沢線	黒部市天神新	黒部市牧野	0.9	2	
124	1	本野三日市線	黒部市大町	黒部市三島町	0.5	2	
150	1	魚津入善線	黒部市田家	入善町上野	10	2	
314	1	沓掛魚津線	黒部市牧野	黒部市三日市	0.8	2	
	1	泊桜町線	朝日町道下	朝日町桜町	1.4	2	朝日町道
	1	宮崎漁港臨港道路	朝日町宮崎	朝日町宮崎	0.3	2	漁港（宮崎漁港）
	1	新堂中新線	黒部市荻生字新堂	黒部市中新	2.3	2	黒部市道
	1	南線	黒部市岡	黒部市牧野	1.2	2	黒部市道
	1	高登線	入善町入膳	入善町入膳	0.1	2	入善町道
県管理国道							
主要地方道	5				31.8		
一般県道	5				12.9		
その他	5				5.3		
2次合計	15				50.0		

優先次数：3次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
2	1	魚津生地入善線	黒部市生地	入善町入善	10.3	2	
60	1	入善朝日線	入善町入膳	朝日町宮崎	9	2	
125	1	福平石田線	黒部市中陣	黒部市山田	0.6	2	
			黒部市犬山	黒部市犬山	0.2	2	
	1	山崎南保線	朝日町南保	朝日町山崎	6.9	2	朝日町道
	1	愛本新25号線	黒部市宇奈月町愛本新	黒部市宇奈月町愛本新	0.4	2	黒部市道
	1	山田浦山線	黒部市山田	黒部市宇奈月町浦山	9.9	2	〃
	1	中陣2号線	黒部市中陣	黒部市中陣	0.2	2	〃
	1	犬山2号線	黒部市犬山	黒部市犬山	0.6	2	〃
	1	舟見横断線	入善町舟見	入善町舟見	1	2	入善町道
	1	新屋横断線	入善町浦山新	入善町下山	2.5	2	〃
	1	入善駅国道線	入善町上野	入善町入膳	0.8	2	〃
県管理国道							
主要地方道	2				19.3		
一般県道	1				0.8		
その他	8				22.3		
3次合計	11				42.4		

センター・事務所別緊急輸送道路一覧表

R6. 4. 1

事務所名：富山

優先次数：1次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
1	1	富山魚津線	富山市千原崎	富山市西宮	0.3	2	
3	1	富山立山魚津線	富山市中川原	富山市古寺	1.6	2	
30	1	富山港線	富山市岩瀬入船町	富山市西宮	1.3	2	
			富山市千原崎	富山市中島	1.9	2	
			富山市中島	富山市千代田町	1.6	4	
			富山市千代田町	富山市永楽町	1.3	2	
			富山市永楽町	富山市北新町	1.2	4	
							30小計
41	1	新湊平岡線	富山市本郷	富山市古沢	3.9	2	
			富山市古沢	富山市境野新	2.4	4	
							41小計
55	1	富山空港線	富山市秋ヶ島	富山市蜷川	1.7	2	
56	1	富山環状線	富山市荒川2丁目	富山市天正寺	1.4	4	
	1	県庁線	富山市宝町	富山市本丸	1.1	6	富山市道
	1	第2工業センター1号線	富山市古寺	富山市流杉	0.8	2	〃
	1	流杉16号線	富山市流杉	富山市流杉	0.2	2	〃
	1	高側道5号線	富山市流杉	富山市流杉	0.1	2	〃
	1	流杉17号線	富山市流杉	富山市流杉	0.1	2	〃
	1	流杉インター1号線	富山市流杉	富山市流杉	0.4	2	〃
	1	流杉インター2号線	富山市流杉	富山市流杉	0.2	2	〃
	1	草島東3号線	富山市天正寺	富山市中川原	0.9	4	〃
	1	区画街路第2010号線	富山市新総曲輪	富山市新総曲輪	0.2	2	〃 一方通行
	1	栗山吉倉線	富山市栗山	富山市惣在寺	0.5	2	〃
県管理国道							
主要地方道	6				18.6		
一般県道							
その他	10				4.5		
1次合計	16				23.1		

優先次数：2次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
	1	国道359号	富山市掛尾	富山市婦中町羽根	7.4	4	
			富山市婦中町羽根	富山市婦中町鶴谷	8.6	2	
	1	国道360号	富山市猪谷	富山市加賀沢	4.7	2	
	1	国道415号	富山市打出	富山市四方新出町	2.1	2	
			富山市四方荒屋	富山市中田	5.3	4	
			富山市中田	富山市町袋	2.4	2	
							415小計 9.8
	1	国道471号	富山市八尾町栃折	富山市八尾町栃折	1.9	1	
			富山市八尾町栃折	富山市八尾町栃折	3	2	
	1	国道472号	富山市婦中町長沢	富山市八尾町石戸	7.2	2	
			富山市八尾町石戸	富山市八尾町栃折	12.1	1	
4	1	富山市線	富山市新庄	富山市本郷島	1.2	2	
6	1	富山立山公園線	富山市荒町	富山市朝日	5.8	4	
			富山市朝日	富山市朝日	0.2	2	
							6小計 6
7	1	富山八尾線	富山市田刈屋	富山市五福	0.4	4	
			富山市八尾町黒田	富山市八尾町井田新	1.5	2	
							7小計 1.9
25	1	砺波細入線	富山市山田中村	富山市山田中村	0.2	2	
			富山市八尾町井田新	富山市八尾町福島	0.3	2	
							25小計 0.5
35	1	立山山田線	富山市上滝	富山市三室荒屋	1.3	2	
			富山市下大久保	富山市八尾町黒田	4.5	2	
			富山市八尾町黒田	富山市八尾町高善寺	1.5	2	
			富山市八尾町高善寺	富山市山田小島	7.7	2	
							35小計 15.0
41	1	新湊平岡線	富山市中沖	富山市本郷	1.8	2	
			富山市境野新	富山市平岡	0.4	4	
							41小計 2.2
43	1	富山上滝立山線	富山市堤町通り	富山市大町	2	2	
			富山市大町	富山市月岡町	4.7	4	
			富山市月岡町	富山市小原屋	4.4	2	
			富山市小原屋	富山市三室荒屋	1	2	
							43小計 12.1
44	1	富山高岡線	富山市大手町	富山市丸の内	0.3	4	
			富山市丸の内	富山市安野屋	0.4	2	
			富山市安野屋	富山市五福	1.3	4	
			富山市五福	富山市西二俣	6.5	2	
							44小計 8.5
56	1	富山環状線	富山市下飯野	富山市荒川2丁目	5.7	4	
			富山市婦中町塚原	富山市五福	4.6	4	
							56小計 10.3
59	1	富山庄川線	富山市婦中町外輪野	富山市婦中町道島	3.7	2	
			富山市山田小島	富山市山田湯	1.8	2	
							59小計 5.5

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
62	1	富山小杉線	富山市羽根	富山市婦中町西本郷	1	4	
65	1	富山大沢野線	富山市山室	富山市山室	0.2	4	
			富山市飯野	富山市上富居	1.2	2	
							65小計 1.4
68	1	富山外郭環状線	富山市婦中町友坂	富山市平岡	0.5	2	
205	1	練合宮尾線	富山市四方江代町	富山市四方荒屋	0.9	2	
207	1	四方新中茶屋線	富山市四方新出町	富山市四方江代町	0.8	2	
208	1	小竹諏訪川原線	富山市田刈屋	富山市牛島本町	1.0	4	
	1	綾田北代線	富山市奥井町	富山市牛島本町	1.7	4	富山市道
	1	富山駅北線	富山市牛島新町	富山市奥田新町	0.3	4	〃
	1	境野新池多線	富山市境野新	富山市平岡	0.2	2	〃
	1	杉谷平岡線	富山市境野新	富山市境野新	0.4	2	〃
	1	境野新19号線	富山市境野新	富山市杉谷	0.1	2	〃
	1	総曲輪線	富山市一番町	富山市西町	0.3	4	〃
	1	草島東線	富山市山室字東田割	富山市掛尾町	2.4	4	〃
	1	草島東2号線	富山市山室字東田割	富山市中川原字八幡田割	1.1	4	〃
	1	下轡田西本郷線	富山市婦中町田島	富山市婦中町西本郷	1.4	4	〃
	1	田島宮ヶ島線	富山市婦中町田島	富山市婦中町宮ヶ島	0.9	2	〃
	1	宮ヶ島添島線	富山市婦中町宮ヶ島	富山市婦中町下轡田	0.5	2	〃
	1	花崎馬瀬口線	富山市小原屋	富山市小原屋	0.2	2	〃
	1	上富居42号線	富山市上富居	富山市上富居	0.1	2	〃
	1	大泉太郎丸線	富山市今泉北部町	富山市太郎丸本町4丁目	0.1	3	〃
	1	堀川西177号線	富山市太郎丸本町4丁目	富山市今泉北部町	0.2	2	〃
	1	牛島15号線	富山市牛島本町2丁目	富山市牛島本町2丁目	0.1	3	〃
	1	牛島城川原線	富山市牛島本町2丁目	富山市牛島本町2丁目	0.1	3	〃
	1	牛島新町桜町線	富山市赤江町	富山市桜町1丁目	0.4	2	〃
県管理国道	5				54.7		
主要地方道	13				66.1		
一般県道	3				2.7		
その他	17				10.5		
2次合計	38				134.0		

優先次数：3次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
	1	国道415号	富山市四方荒屋	富山市四方荒屋	0.1	2	
1	1	富山魚津線	富山市田尻 富山市西宮	富山市四方荒屋 富山市横越	1.7 6.9	4 2	1小計 8.6
3	1	富山立山魚津線	富山市西中野町 富山市中市 富山市古寺	富山市中市 富山市中川原 富山市大島	2.3 1 1.3	4 2 2	3小計 4.6
7	1	富山八尾線	富山市田尻南 富山市婦中町塚原	富山市田刈屋 富山市八尾町大杉	2.7 7.6	4 2	7小計 10.3
9	1	富山戸出小矢部線	富山市栃谷	富山市中老田	0.8	4	
22	1	富山停車場線	富山市桜町	富山市桜橋通り	0.3	2	
31	1	小杉婦中線	富山市平岡	富山市婦中町長沢	2.9	2	
35	1	立山山田線	富山市上滝	富山市下大久保	8.5	2	
41	1	新湊平岡線	富山市平岡	富山市平岡	0.2	2	
62	1	富山小杉線	富山市花園町 富山市婦中町西本郷	富山市羽根 富山市栃谷	2.5 4.2	4 4	62小計 6.7
65	1	富山大沢野線	富山市双代町	富山市山室	2.9	2	
68	1	富山外郭環状線	富山市新保 富山市城村 富山市婦中町速星	富山市上栄 富山市大場 富山市婦中町速星	3.7 1.5 0.1	2 2 2	68小計 5.3
69	1	富山笹津線	富山市萩原	富山市稲代	10.3	2	
172	1	八幡田稻荷線	富山市海岸通	富山市東町	8	4	
208	1	小竹諏訪川原線	富山市牛島本町	富山市神通町	0.8	2	
220	1	下瀬小倉線	富山市婦中町下瀬	富山市婦中町千里	2.6	2	
341	1	八尾大沢野線	富山市稲代	富山市高内	1.3	2	
365	1	流杉町袋線	富山市金泉寺	富山市針原	1.6	2	
377	1	小杉吉谷線	富山市婦中町平等	富山市婦中町吉谷	3.2	2	
	1	上栄城村線(ｽ-ﾊﾞ-農道)	富山市上栄	富山市城村	3.1	2	富山市道
	1	大泉稻荷町線	富山市東町	富山市清水町	0.4	4	〃
	1	神通町蜷川線	富山市神通本町	富山市黒瀬北町	3.6	4	〃
	1	富山駅東線	富山市千歳町	富山市千歳町	0.4	4	〃
	1	富山駅西線	富山市宝町	富山市神通町	0.3	4	〃
	1	神通町安養坊線	富山市神通町	富山市五福	0.9	4	〃
	1	総曲輪線	富山市鹿島町	富山市一番町	0.8	2	〃
	1	古沢医薬大線	富山市古沢	富山市杉谷	1.1	2	〃
	1	青島小倉線	富山市婦中町青島	富山市婦中町小倉	4.6	2	〃
	1	新保10号線	富山市新保	富山市新保	0.8	2	〃
	1	速星堀線	富山市婦中町速星	富山市婦中町中名	1.1	2	〃
	1	砂子田下井沢線	富山市婦中町中名	富山市婦中町道場	0.6	2	〃
	1	速星萩島線	富山市婦中町速星	富山市婦中町板倉	0.7	2	〃
	1	臨空工業団地線	富山市婦中町板倉	富山市婦中町板倉	0.3	2	〃
	1	保内神通線	富山市八尾町福島	富山市八尾町井田	2.5	2	〃

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
	1	工業団地線	富山市八尾町保内2丁目	富山市八尾町福島	0.5	2	富山市道
	1	四方荒屋西岩瀬線	富山市四方荒屋	富山市四方北窪	0.7	2	〃
	1	四方荒屋草島線	富山市四方荒屋	富山市四方荒屋	0.1	2	〃
県管理国道	1				0.1		
主要地方道	12				61.4		
一般県道	6				17.5		
その他	18				22.5		
3次合計	37				101.5		

センター・事務所別緊急輸送道路一覧表

R6. 4. 1

事務所名：立山

優先次数：1次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
3	1	富山立山魚津線	立山町高原	立山町辻	0.6	4	
15	1	立山水橋線	立山町二ツ塚	富山市水橋北馬場	3.8	2	
148	1	上市水橋線	上市町東江上	富山市水橋上砂子坂	2	2	
	1	二ツ塚辻線	立山町二ツ塚	立山町辻	1.7	2	立山町道
	1	女川新浦田線	立山町辻	立山町辻	0.1	2	立山町道
県管理国道							
主要地方道	3				6.4		
一般県道							
その他	2				1.8		
1次合計	5				8.2		

優先次数：2次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
	1	国道415号	富山市町袋	富山市水橋市田袋	1	2	
3	1	富山立山魚津線	立山町前沢	立山町沢端	1.7	2	
			立山町米沢	立山町高原	1.7	4	
			立山町辻	上市町正印	1.6	4	
			上市町正印	上市町三日市	1.9	2	
							3小計 6.9
4	1	富山上市線	富山市向新庄	上市町上経田	6.7	2	
6	1	富山立山公園線	富山市朝日	立山町五百石	5.4	2	
			立山町沢端	立山町芦峯寺(藤橋)	19.1	2	
			立山町芦峯寺(藤橋)	立山町芦峯寺(桂台)	3.6	2	
			立山町芦峯寺(美女平)	立山町芦峯寺(追分)	13.4	2	
							6小計 41.5
15	1	立山水橋線	立山町宮路	立山町岩峯寺	0.9	2	
35	1	立山山田線	立山町岩峯寺	富山市上滝	0.7	2	
43	1	富山上滝立山線	立山町千寿ヶ原(藤橋)	立山町千寿ヶ原	0.5	2	
46	1	上市北馬場線	上市町三日市	上市町三日市	0.2	2	
135	1	富山滑川魚津線	富山市水橋市田袋	滑川市江尻	4.3	2	
147	1	立山舟橋線	舟橋村佛生寺	舟橋村竹内	0.3	2	
167	1	日中五百石線	立山町江崎	立山町五百石	1	2	
	1	東中野新道源寺線	立山町東中野新	立山町宮路	1.6	2	立山町道
	1	千寿ヶ原ロータリー線	立山町芦峯寺	立山町芦峯寺	0.3	1	立山町道
	1	正印新・北島南線	上市町正印	上市町法音寺	1.3	2	
	1	法音寺・横越線	上市町法音寺	上市町法音寺	0.5	2	
	1	立山有料道路	立山町芦峯寺(桂台)	立山町芦峯寺(美女平)	5.5	2	道路公社
			立山町芦峯寺(追分)	立山町芦峯寺(室堂)	8.9	2	
							小計 4.4

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
県管理国道	1				1		
主要地方道	7				57.4		
一般県道	3				5.6		
その他	5				18.1		
2次合計	16				82.1		

優先次数：3次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
	1	国道415号	富山市水橋石割	富山市水橋北馬場	0.4	2	
1	1	富山魚津線	富山市横越	富山市水橋中村町	1.6	2	
3	1	富山立山魚津線	富山市大島	立山町前沢	3.6	2	
			上市町三日市	上市町郷柿沢	2.9	2	
							3小計 6.5
15	1	立山水橋線	富山市水橋石割	富山市水橋小出	1.5	2	
			立山町岩嶺寺	立山町前沢	4.8	2	
							15小計 6.3
68	1	富山外郭環状線	富山市大場	富山市水橋小路	8.6	2	
157	1	寺坪上市線	立山町福田	上市町女川	3.8	2	
			上市町法音寺	上市町法音寺	0.2	2	
							157小計 4.0
161	1	岩嶺寺大石原水橋線	立山町大清水	立山町東大森	0.5	2	
366	1	西大森前沢線	立山町西大森	立山町東大森	0.6	2	
	1	坂井沢大清水線	立山町大清水	立山町榎	1.8	2	立山町道
	1	坂井沢本線	立山町榎	立山町下段	0.4	2	立山町道
	1	坂井沢白岩線	立山町下段	立山町福田	2.3	2	立山町道
	1	広野新女川線	上市町女川	上市町広野新	6.7	2	上市町道
	1	正印新北島南線	上市町法音寺	上市町北島	1.7	2	上市町道
	1	水橋滑川線	富山市水橋中村町	富山市水橋市江	0.5	2	富山市道
	1	前沢中央線	立山町前沢	立山町前沢	1.2	2	立山町道
	1	曾我線	立山町利田	立山町利田	0.3	2	立山町道
県管理国道	1				0.4		
主要地方道	4				23		
一般県道	3				5.1		
その他	8				14.9		
3次合計	16				43.4		

センター・事務所別緊急輸送道路一覧表

R6. 4. 1

事務所名：高岡

優先次数：1次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
	1	国道472号	射水市作道	射水市上野	7.6	4	
24	1	伏木港線	高岡市江尻	高岡市広小路	1	4	
32	1	小矢部伏木港線	高岡市五十里	高岡市東海老坂	1.7	4	
57	1	高岡環状線	高岡市能町	高岡市下田	1.5	4	
	1	臨港道路西線	射水市作道	射水市奈呉の江	2.7	6	港湾(新港)
	1	臨港道路北線	高岡市石丸	射水市海王町	2	2	港湾(新港)
	1	臨港道路1号線	高岡市能町	高岡市材木町	0.4	2	港湾(伏木)
	1	臨港道路2号線	高岡市材木町	高岡市吉久	1.1	2	
	1	臨港道路伏木外港線	高岡市吉久	高岡市伏木磯町	2.1	2	港湾(伏木)
	1	臨港道路伏木万葉2号線	高岡市伏木磯町	高岡市伏木万葉ふ頭	0.3	2	港湾(伏木)
県管理国道	1				7.6		
主要地方道	3				4.2		
一般県道							
その他	6				8.6		
1次合計	10				20.4		

優先次数：2次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
	1	国道415号	高岡市太田	高岡市伏木矢田	6.9	2	
			高岡市伏木矢田	高岡市米島	1	4	
			高岡市米島	射水市作道	7.5	2	
			射水市作道	射水市堀岡古明神	6.4	4	
			射水市堀岡古明神	射水市本江東	4.6	2	
11	1	新湊庄川線	射水市善光寺	射水市坂東	2.5	2	
			射水市大島北野	射水市小泉	4.3	2	
							11小計 6.8
23	1	高岡停車場線	高岡市末広町	高岡市末広町	0.4	4	
31	1	小杉婦中線	射水市戸破	射水市戸破	0.9	2	
40	1	高岡庄川線	高岡市戸出西部金屋	高岡市戸出西部金屋	0.3	2	
41	1	新湊平岡線	射水市海老江	射水市新村	2.4	2	
44	1	富山高岡線	射水市鷺塚	高岡市広小路	10.7	2	
57	1	高岡環状線	高岡市二塚	高岡市六家	4.6	2	
58	1	高岡小杉線	高岡市末広町	射水市五歩一	9.3	4	
247	1	中川南町線	高岡市末広町	高岡市南町	0.8	2	

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
247	1	中川南町線	高岡市末広町	高岡市南町	0.8	2	
	1	臨港道路富山新港東西線	射水市海竜町	射水市海王町	3.6	2	港湾(新港)
	1	羽広二丁目南幸町線	高岡市羽広	高岡市南幸町	1.4	2	高岡市道
	1	高岡砺波インター線	高岡市戸出西部金屋	砺波市下中条	0.9	2	高岡市道
	1	下黒田京田線	高岡市下黒田	高岡市京田	0.2	2	"
	1	南部105号線	高岡市下黒田	高岡市赤祖父	1.2	4	"
	1	下黒田7号線	下黒田	下黒田	0.2	2	"
	1	佐野下黒田線	佐野	下黒田	0.7	4	"
	1	六家佐野線	六家	佐野	2.4	4	"
	1	広小路中川一丁目線	高岡市広小路	高岡市広小路	0.2	2	"
	1	宝町10号線	高岡市宝町	高岡市江尻	0.3	2	"
	1	港町善光寺線	射水市本町	射水市善光寺	0.7	4	射水市道
	1	大門針原線	射水市戸破	射水市下条新	2.2	2	"
	1	大島北野鷺塚線	射水市新開発	射水市本開発	0.7	2	"
	1	高木新開発線	射水市新開発	射水市新開発	0.3	2	"
県管理国道	1				26.4		
主要地方道	8				35.4		
一般県道	1				0.8		
その他	14				15		
2次合計	24				77.6		

優先次数：3次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
	1	国道472号	射水市上野	射水市青井谷	0.8	2	
9	1	富山戸出小矢部線	射水市塚越	射水市黒河	1.3	4	
			射水市生源寺	高岡市醍醐	11.6	2	
			射水市黒河	射水市黒河	0.1	2	
							9小計 13.0
11	1	新湊庄川線	射水市坂東	射水市大島北野	2	2	
			射水市小泉	高岡市中田	4.6	2	
							11小計 6.6
24	1	伏木港線	高岡市米島	高岡市江尻	1.9	4	
29	1	高岡羽咋線	高岡市和田	高岡市柴野	3.9	2	
31	1	小杉婦中線	射水市鷺塚	射水市黒河	2.1	4	
32	1	小矢部伏木港線	高岡市福岡町赤丸	高岡市柴野	8.2	2	
			高岡市国吉	高岡市五十里	2.5	2	
			高岡市東海老坂	高岡市城光寺	3.9	2	
							32小計 14.6
48	1	福光福岡線	高岡市福岡町矢部	高岡市福岡町大滝	3	2	
57	1	高岡環状線	高岡市下田	高岡市下伏間江	4.2	4	
64	1	高岡水見線	高岡市片原横町	高岡市昭和町	1.5	4	
73	1	高岡青井谷線	高岡市駅南	高岡市大野	0.6	4	
			高岡市大野	射水市大門	2.1	2	
							73小計 2.7
75	1	押水福岡線	高岡市福岡町土屋	高岡市福岡町大滝	1.1	2	

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
204	1	小杉本江線	射水市鷺塚	射水市鷺塚	0.7	4	
245	1	中道国分線	高岡市伏木国分2丁目	高岡市伏木国分	0.3	2	
247	1	中川南町線	高岡市中川	高岡市東下関	0.9	2	
361	1	五十里氷見線	高岡市五十里	高岡市五十里	0.2	2	
367	1	串田新黒河線	射水市五歩一	射水市黒河	3.8	4	
377	1	小杉吉谷線	射水市青井谷	射水市水上谷	3.9	2	
	1	臨港道路東線	射水市摺出寺	射水市小杉白石	2.1	4	港湾 (高岡)
	1	臨港道路3号線	高岡市伏木国分2丁目	高岡市伏木湊町	1.9	2	港湾 (伏木)
	1	五十里西海老坂線	高岡市五十里	高岡市西海老坂	1.5	2	高岡市道
	1	北島駅南一丁目線	高岡市清水町	高岡市駅南	1.5	4	〃
			高岡市北島	高岡市清水町	1.5	2	〃
	1	南部105号線	高岡市下伏間江	高岡市赤祖父	0.4	4	〃
	1	戸出西部金屋戸出石代1号線	高岡市戸出西部金屋	高岡市オフィスパーク	0.2	2	〃
	1	戸出西部金屋16号線	高岡市戸出西部金屋	高岡市戸出西部金屋	0.2	2	〃
	1	戸出石代戸出西部金屋1号線	高岡市戸出西部金屋	高岡市戸出西部金屋	0.8	2	〃
	1	大江479号線	射水市鷺塚	射水市小杉白石	0.4	4	射水市道
	1	朴木赤井線	射水市沖塚原	射水市北高木	1.1	2	〃
	1	金山343号線	射水市青井谷	射水市上野	0.6	2	〃
	1	金山315号線	射水市上野	射水市上野	0.2	2	〃
	1	金山359号線	射水市上野	射水市上野	0.2	2	〃
県管理国道	1				0.8		
主要地方道	11				54.6		
一般県道	6				9.8		
その他	13				12.6		
3次合計	31				77.8		

センター・事務所別緊急輸送道路一覧表

R6. 4. 1

事務所名：氷見

優先次数：1次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
	1	国道415号	氷見市大野	氷見市幸町	1.6	2	
70	1	万尾脇方線	氷見市宇波	氷見市脇方	1.1	2	
76	1	氷見惣領志雄線	氷見市飯久保	氷見市惣領	0.8	2	
296	1	仏生寺太田線	氷見市飯久保	氷見市上田子	1.7	2	
304	1	鹿西氷見線	氷見市稲積	氷見市稲積	0.4	2	
361	1	五十里氷見線	氷見市園	氷見市大浦	0.7	2	
	1	氷見北インター1号線	氷見市稲積	氷見市稲積	0.2	1	上りON 氷見市道
	1	氷見北インター2号線	氷見市稲積	氷見市稲積	0.2	1	下りOFF 氷見市道
	1	氷見北インター3号線	氷見市稲積	氷見市稲積	0.2	1	下りON 氷見市道
	1	氷見北インター4号線	氷見市稲積	氷見市稲積	0.2	1	上りOFF 氷見市道
	1	氷見南インター1号線	氷見市惣領	氷見市惣領	0.2	1	下りON 氷見市道
	1	氷見南インター2号線	氷見市惣領	氷見市惣領	0.2	1	上りOFF 氷見市道
	1	氷見南インター3号線	氷見市惣領	氷見市惣領	0.2	1	上りON 氷見市道
	1	氷見南インター4号線	氷見市惣領	氷見市惣領	0.2	1	下りOFF 氷見市道
	1	環状南線	氷見市窪	氷見市園	0.9	2	氷見市道
	1	環状南線	氷見市大浦	氷見市大浦	1	2	氷見市道
	1	北八代堀田線	氷見市大浦	氷見市堀田	1.7	2	氷見市道
県管理国道	1				1.6		
主要地方道	2				1.9		
一般県道	2				2.8		
その他	8				1.6		
1次合計	13				7.9		

優先次数：2次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
	1	国道415号	氷見市熊無	氷見市大野	8.6	2	
			氷見市幸町	氷見市島尾	6.3	2	
							415小計 14.9
302	1	氷見港氷見停車場線	氷見市中央町	氷見市比美町	0.5	2	
	1	氷見漁港臨港道路	氷見市比美町	氷見市比美町	0.3	2	
	1	新町漁港線	氷見市中央町	氷見市中央町	0.1	2	氷見市道
県管理国道	1				14.9		
主要地方道							
一般県道	1				0.5		
その他	2				0.4		
2次合計	4				15.8		

優先次数：3次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
18	1	氷見田鶴浜線	氷見市阿尾	氷見市森寺	2.5	2	
373	1	藪田下田子線	氷見市阿尾	氷見市中央町	3.7	2	
	1	北八代堀田線	氷見市森寺	氷見市堀田	8.8	2	氷見市道
	1	堀田五十里線	氷見市堀田	氷見市堀田	2.7	2	氷見市道
県管理国道							
主要地方道	1				2.5		
一般県道	1				3.7		
その他	2				11.5		
3次合計	4				17.7		

センター・事務所別緊急輸送道路一覧表

R6. 4. 1

事務所名：小矢部

優先次数：1次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
	1	国道471号	小矢部市安楽寺	小矢部市後谷	1.6	2	
42	1	小矢部福光線	小矢部市後谷	小矢部市平桜	5.5	2	
県管理国道	1				1.6		
主要地方道	1				5.5		
一般県道							
その他							
1次合計	2				7.1		

優先次数：2次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
	1	国道359号	小矢部市清水	小矢部市内山	11.3	2	
	1	国道471号	小矢部市嘉例谷	小矢部市清水	16.3	2	一次重複区間は延長含まず
16	1	砺波小矢部線	小矢部市西中	小矢部市茄子島	4.3	2	
42	1	小矢部福光線	小矢部市芹川	小矢部市本町	2.6	2	
			小矢部市平桜	南砺市川西	5.7	2	
							42小計 8.3
48	1	福光福岡線	小矢部市下後壱	小矢部市西中	0.9	2	
270	1	今石動上野本線	小矢部市本町	小矢部市本町	0.1	2	
県管理国道	2				27.6		
主要地方道	3				13.5		
一般県道	1				0.1		
その他							
2次合計	6				41.2		

優先次数：3次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
9	1	富山戸出小矢部線	小矢部市七社	小矢部市芹川	3.2	2	
32	1	小矢部伏木港線	小矢部市西中野	小矢部市田川	1.7	2	
48	1	福光福岡線	小矢部市興法寺	小矢部市蓑輪	2.7	2	
		福光福岡線	小矢部市西中	小矢部市西中	0.2	2	
	1	五郎丸臼谷線	小矢部市五郎丸	小矢部市臼谷	0.4	2	小矢部市道
	1	臼谷末友線	小矢部市臼谷	小矢部市末友	0.5	2	〃
	1	フロンティアパーク1号線	小矢部市末友	小矢部市フロンティアパーク	0.3	2	〃
県管理国道							
主要地方道	3				7.8		
一般県道							
その他	3				1.2		
3次合計	6				9.0		

センター・事務所別緊急輸送道路一覧表

R6. 4. 1

事務所名：砺波

優先次数：1次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
	1	国道156号	南砺市成出	南砺市下梨	13.8	2	
	1	国道304号	南砺市荒木	南砺市大鋸屋	8.7	2	
			南砺市大鋸屋	南砺市上田	3.7	3	
			南砺市上田	南砺市小来栖	4.2	2	
			南砺市小来栖	南砺市見座	2.2	3	
			南砺市見座	南砺市下梨	1.7	2	
	1	国道359号	砺波市太郎丸	砺波市苗加	1.7	2	
			砺波市太郎丸	砺波市太郎丸	0.2	4	
20	1	砺波福光線	砺波市苗加	南砺市高儀	2.6	4	
			南砺市高儀	南砺市荒木	7.1	2	
県管理国道	3				36.2		
主要地方道	1				9.7		
一般県道							
その他							
1次合計	4				45.9		

優先次数：2次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
	1	国道156号	南砺市下梨	砺波市庄川町小牧	21.3	2	
	1	国道304号	南砺市高窪	南砺市高窪	0.8	3	
			南砺市高窪	南砺市荒木	9.5	2	
	1	国道359号	砺波市正権寺	砺波市頼成	4	3	
			砺波市頼成	砺波市となみ町	5	2	
			砺波市苗加	南砺市岩武新	3.9	2	
	1	国道471号	南砺市本江	南砺市本町四丁目	9.8	2	
			砺波市庄川町小牧	南砺市利賀村百瀬川	26	2	
16	1	砺波小矢部線	砺波市三島町	砺波市西中	4.1	2	
20	1	砺波福光線	砺波市広上町	砺波市苗加	1.3	2	
			砺波市栄町	砺波市栄町	0.1	2	
21	1	井波城端線	南砺市本町一丁目	南砺市城端	8.1	2	
27	1	金沢井波線	南砺市能美	南砺市福光	7.3	2	
			南砺市田中	南砺市宗守	2.4	2	
			南砺市本町一丁目	南砺市本町四丁目	0.6	2	
40	1	高岡庄川線	砺波市秋元	砺波市久泉	2.4	2	

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
277	1	福野城端線	南砺市宗守	南砺市細木	3.7	2	
279	1	安居福野線	南砺市柴田屋	南砺市寺屋敷	1.3	2	
			南砺市寺屋敷	南砺市福野	0.4	1	
							279小計 1.7
280	1	井波福野線	南砺市坪野	南砺市岩屋	0.9	2	
371	1	本町高木出線	南砺市本町四丁目	砺波市庄川町示野	1.2	2	
	1	中村深江線	砺波市栄町	砺波市永福町	1.5	2	砺波市道
	1	栄町中神線	砺波市栄町	砺波市中神	2.6	4	〃
	1	春日町永福町線	砺波市新富町	砺波市新富町	0.1	2	〃
	1	二日町広安線	南砺市柴田屋	南砺市二日町	1	2	南砺市道
	1	桜ヶ池クアガーデン線	南砺市立立野原東	南砺市立立野原東	0.2	2	〃
	1	国広南原線	南砺市立立野原東	南砺市立立野原東	1.2	2	〃
	1	立野原蓑谷線	南砺市立立野原東	南砺市大鋸屋	1.9	2	〃
県管理国道	4				80.3		
主要地方道	5				26.3		
一般県道	4				7.5		
その他	7				8.5		
2次合計	20				122.6		

優先次数：3次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
9	1	富山戸出小矢部線	砺波市高波	砺波市高波	1.3	2	
11	1	新湊庄川線	砺波市東保	砺波市上中野	10.2	2	
25	1	砺波細入線	砺波市五郎丸	砺波市庄川町三谷	3.6	2	
27	1	金沢井波線	南砺市宗守	南砺市山見	5.2	2	
40	1	高岡庄川線	砺波市上中野	砺波市庄川町青島	1.5	2	
48	1	福光福岡線	南砺市福光	南砺市安居	5.2	2	
			砺波市西中	砺波市西中	1.3	2	
							48小計 6.5
71	1	池尻福野線	南砺市池尻	南砺市八塚	3.5	2	
72	1	坪野小矢部線	砺波市小島	砺波市東中	1.1	2	
371	1	本町高木出線	砺波市庄川町示野	砺波市庄川町青島	1.3	2	
			砺波市庄川町青島	砺波市庄川町青島	0.2	1	
							371小計 1.5
	1	高堀太美山線	南砺市高堀	南砺市田中	8.9	2	南砺市道
	1	五郎丸高堀線	砺波市五郎丸	砺波市野村島	1.8	2	砺波市道
	1	中神東宮森線	砺波市小島	砺波市高波	0.5	2	砺波市道
県管理国道							
主要地方道	8				32.9		
一般県道	1				1.5		
その他	3				11.2		
3次合計	12				45.6		

資料4 関係法令（抜粋）

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（抜粋）

改正 平成30年法律第67号

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画等）

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を

確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物(地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(以下「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。)であるもの(その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物(以下「耐震不明建築物」という。)に限る。)について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路(以下「建築物集合地域通過道路等」という。)に限る。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物(地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物(第十四条第三号において「通行障害建築物」という。)であって既存耐震不適格建築物であることをいう。以下同じ。)について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者(所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者)の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村耐震改修促進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等に限る。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。) 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。) 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物(第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。)について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
 - 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
 - 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要がある

と認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物(以下「基準適合認定建築物」という。)、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。
- 4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物(二以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。))が存する建築物をいう。以下同じ。))の管理者等(同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者(管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者)又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。))は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた区分所有建築物(以下「要耐震改修認定建築物」という。))の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

附 則

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。))の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
 - 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
 - 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。こ

の場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

- 4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）（抜粋）

改正 平成31年法律第323号

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法 以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十六項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第四号に該当する増築又は改築の工事
- 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲に

において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離を加えた数値を超える建築物(次号に掲げるものを除く。)

イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル

ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル(これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ)を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離(これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離)を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であつて、建物(土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。))をいう。)に附属するもの

(多数の者が利用する特定建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)とする。

- 一 幼稚園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
- 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校(以下「小学校等」という。)、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数二及び床面積の合計千平方メートル
- 三 学校(幼稚園及び小学校等を除く。)、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
- 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

(所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件)

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既

存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 病院又は診療所
 - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 四 集会場又は公会堂
 - 五 展示場
 - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 七 ホテル又は旅館
 - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 九 博物館、美術館又は図書館
 - 十 遊技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 - 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 十七 幼稚園又は小学校等
 - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物
- 2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)とする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物(保育所を除く。)床面積の合計二千平方メートル
 - 二 幼稚園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
 - 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
 - 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

(特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査)

- 第九条** 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年告示第184号）（抜粋）

改正 令和7年7月17日535号

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。この震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。

また、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては、塀に被害が発生した。さらに、令和六年一月の能登半島地震においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊する等の被害が生じた。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震化については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、災害対策の推進等に係る基本的な事項を定めた国土強靱化基本計画（令和五年七月閣議決定）及び防災基本計画（昭和三十八年六月中央防災会議決定。令和六年六月修正）、今後の発生が懸念される大規模地震への対策をとりまとめた南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和七年七月中央防災会議決定）、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月閣議決定）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（令和四年九月中央防災会議決定）においても推進すべき施策として位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、構造耐力上主要な部分に加え、非構造部材及び建築設備に係るより高い耐震性の確保に配慮しつつ、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第二十二条第三項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあつては、法第八条第一項の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第九条（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号。以下「規則」という。）第二十二条（規則附則第三条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物（法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。以下同じ。）の所有者に対して、法第十二条第一項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指導及び助言を実施すべきである。また、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第一第一号又は第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第十五条第二項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、

腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第十四条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第十五条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第十六条第一項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第二項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定、法第二十五条第二項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。特に、所有者等が高齢者である住宅の耐震化においては、自己資金の調達についても課題となっている。

こうしたことを踏まえ、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震化に関する融資制度の普及に努めることで、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化、所有者等が高齢者である住宅の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。また、省エネ改修やバリアフリー改修の機会を捉えた耐震改修の実施、段階的な耐震改修の実施等の取組を行うことも考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第三十二条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、地方公共団体に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空室の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、耐震診断及び耐震改修に関する窓口を設置し、所有者等の個別の事情に応じた助言を行うよう努めるべきであるとともに、関係部局、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第五条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀等の倒壊防止、昭和五十六年六月一日から平成十二年五月三十一日までに建築された木造住宅の耐震性能検証、屋根瓦、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止、エスカレーターの脱落防止、給湯設備の転倒防止、配管等の設備の落下防止等の対策を所有者等に促すとともに、自らが所有する建築物についてはこれらの対策の実施に努めるべきである。さらに、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第三条第二項の適用を受けているものについては、改修の実施及びその促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成二十七年十二月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

令和五年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約五千五百七十万戸のうち、約五百七十万戸（約十パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約九十パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成十五年の約千五百五十万戸から二十年間でおおむね半減し、そのうち耐震改修によるものは二十年間で約百万戸と推計されている。

また、耐震診断義務付け対象建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物については、令和六年三月三十一日時点で耐震診断結果が公表された約一万千棟のうち、約八百二十棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率（耐震診断結果が公表された建築物の棟数のうち耐震診断により耐震性を有することが確認された建築物、耐震改修、建替え等により耐震性が不十分な状態が解消された建築物及び除却された建築物の棟数が占める割合をいう。以下同じ。）は約九十三パーセントである。

要安全確認計画記載建築物のうち、法第七条第一号に掲げるものについては、令和六年三月三十一日時点で耐震診断結果が公表された約千六百棟のうち約二百四十棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率は約八十五パーセントである。また、要安全確認計画記載建築物のうち、法第七条第二号及び第三号に掲げるものについては、令和六年三月三十一日時点で耐震診断結果が公表された約七千三百棟のうち、約四千百棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率は約四十四パーセントである。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

住宅については令和十七年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和十二年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、耐震改修の有効性、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、要安全確認計画記載建築物で緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化の状況を記載した地図（以下「避難路沿道耐震化状況マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、関係部局と連携しつつ、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることとする。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、都道府県に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

さらに、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要であり、道路部局等関係機関と密に連携し、施策の推進を図ることが考えられる。

法第五条第三項第一号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第五条第四項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意すべきである。

法第五条第三項第二号又は第三号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

この場合、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第四条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物の塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。加えて、同項第五号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及 都道府県耐震改修促進計画において

は、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップや避難路沿道耐震化状況マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。また、住宅の建て方別の耐震化の状況の把握、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第十二条第三項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることを原則とする。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、市町村に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

さらに、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要であり、道路部局等関係機関と密に連携し、施策の推進を図ることが考えられる。法第六条第三項第一号又は第二号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

この場合、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物の塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップや避難路沿道耐震化状況マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、住宅の建て方別の耐震化の状況の把握や地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第十二条第三項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定及び法第二十五条第二項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第二十二条第二項の認定制度の周知に当たっては、本制度の活用は任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意すべきである。

(平二五国交告一〇五五・平二八国交告五二九・平三〇国交告一三八一・令三国交告一五三七・一部改正)

附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十号）の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。
- 2 平成七年建設省告示第二千八十九号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成七年建設省告示第二千八十九号第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附 則（平成二五年一〇月二九日国土交通省告示第一〇五五号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

附 則（平成二八年三月二五日国土交通省告示第五二九号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年一二月二一日国土交通省告示第一三八一号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成三十一年一月一日）から施行する。

附 則（令和三年一二月二一日国土交通省告示第一五三七号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年七月一〇日国土交通省告示第一〇一二号）

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

附 則（令和七年七月一七日国土交通省告示第五三五号）

この告示は、公布の日から施行する。

(別添)

省略

建築基準法（昭和25年法律第201号）（抜粋）

改正 令和2年法律第43号

（保安上危険な建築物等の所有者等に対する指導及び助言）

第九条の四 特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、修繕、防腐措置その他当該建築物又はその敷地の維持保全に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令)

- 第十条** 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。
- 4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)(抜粋)

改正 令和2年政令第268号

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が三以上でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの
- 二 事務所その他これに類する用途に供する建築物(法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。)のうち階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超えるもの

資料5 耐震改修促進法における規制対象一覧

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件		
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。		
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上				
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上		
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
病院、診療所						
劇場、観覧場、映画館、演芸場						
集会場、公会堂						
展示場						
卸売市場						
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
ホテル、旅館						
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿						
事務所						
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの						
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上		
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
遊技場						
公衆浴場						
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの						
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗						
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)						
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの					階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設						
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物						
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物					政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)		
		耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物に付随附属する組積造の塀であって、前面道路に面する部分の長さが25m超、かつ、高さが前面道路の中心からの距離の1/2.5超	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物に付随附属する組積造の塀であって、前面道路に面する部分の長さが25m超、かつ、高さが前面道路の中心からの距離の1/2.5超		
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物		

お問い合わせ先

富山県土木部建築住宅課

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 - 7

TEL : 0 7 6 - 4 4 4 - 3 3 5 6

FAX : 0 7 6 - 4 4 4 - 4 4 2 3

e-mail : akenchikujutaku01@pref.toyama.lg.jp